

八千代町地域福祉計画・ 八千代町地域福祉活動計画

第2次計画

令和5年度～令和9年度



令和5年 3月

八千代町・八千代町社会福祉協議会

ごあいさつ

近年、少子高齢化や人口減少が進み、地域や家庭といった生活の場においても人と人とのつながりが希薄化するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域福祉の原点ともいえる地域でのふれあい活動の実施にも大きな影響を与えています。またその一方で 80 代の親と 50 代の子のひきこもりの世帯の問題である 8050 問題、育児と介護のダブルケア、家事や家族の世話等を子どもが日常的に行うヤングケアラー問題等の複雑な課題も多くなり、課題解決に向けた新たな対応が求められています。



この様な社会状況を踏まえ、本町では、前計画の基本理念である「誰もが愛着を持ち、みんなで築く安心して暮らせるまち」を継承し、より実効性の高い計画とするため、八千代町社会福祉協議会の行動計画である地域福祉活動計画を含んだ令和5年度から令和9年度の5年間を計画期間とする「第2次八千代町地域福祉計画」を策定しました。

今後は、本計画に基づき、住民が互いに支え合い、身近な課題を解決するための取組や専門職と連携し解決する仕組づくりを進めていくとともに、複合化・複雑化した課題には、総合的に相談を受け止め、子ども・高齢者・障がい者等の専門職が分野を横断して連携する包括的な支援体制の構築を図るなど、着実に地域福祉の推進に努めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました八千代町地域福祉計画策定委員の皆様をはじめ、策定業務にご協力いただきました皆様に心から感謝申し上げます。

令和5年3月

八千代町長・八千代町社会福祉協議会長

野村 勇

目 次

第1部 総論	1
第1章 計画の策定にあたって.....	3
1 計画策定の趣旨.....	3
2 地域福祉と「自助・共助・公助」.....	4
3 計画の位置づけと計画の期間.....	6
4 計画の策定体制.....	9
第2章 八千代町の現状.....	10
1 人口動態と世帯の状況.....	10
2 子ども・高齢者・障がい者等の状況.....	11
3 地域福祉関係団体等の状況.....	14
4 地域における福祉資源.....	16
5 アンケートにみる地域の住民意識と福祉的課題.....	17
第3章 計画の基本的な考え方.....	26
1 計画の基本理念.....	26
2 計画の基本目標.....	28
3 施策の体系.....	30
第2部 八千代町地域福祉計画	31
基本目標1 思いやりの心で支え合う地域づくり.....	33
基本目標2 包括的な支援体制づくり.....	45
基本目標3 安心して暮らせるまちづくり.....	52
個別計画 第2次成年後見制度利用促進計画.....	59
第3部 八千代町地域福祉活動計画	67
基本目標1 思いやりの心で支え合う地域づくり.....	69
基本目標2 包括的な支援体制づくり.....	77
基本目標3 安心して暮らせるまちづくり.....	81
第4部 計画の推進	83
1 協働による計画の推進.....	85
2 計画の進行管理.....	86
資料編	87
1 計画策定の経緯.....	89
2 八千代町地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	90
3 八千代町地域福祉計画策定委員名簿.....	91

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化や核家族化、個人の価値観やライフスタイルの多様化、安全・安心に対する意識が高まっています。

地域においては、コミュニティ活動の担い手不足や担い手の高齢化が進むなどにより支え合いの機能は低下しています。加えて、生活困窮やひきこもりの状況にある家庭、介護や子育てなどの悩みや不安を抱えながらも周囲の協力を得ることができない家庭などが増加しています。

さらに、高齢の親が中高年のひきこもる子どもの生活を支える「8050 問題」や、介護と育児を同時に担う「ダブルケア」、18 歳未満の子どもが家族のケアを担う「ヤングケアラー」の問題など、1つの世帯で複数のリスクを抱える問題が生じています。

国では、これまで高齢者や障がい者、子どもなど、各対象を支援するための福祉制度を整備し、支援が必要な人への取組を充実させてきましたが、社会や地域の状況を踏まえ、今後は、制度の枠組みに捉われず一人ひとりが尊重される「地域共生社会」の実現を目指すこととしています。

そのためには、一人ひとりが地域や福祉の課題を「我が事」として捉え、地域に主体的に関わることや、行政をはじめとした専門機関が連携し、包括的な支援体制を整備していくことが求められます。

本町では、第1期計画の策定から5年が経過し、その間、社会福祉法の改正をはじめ、福祉に関する各種法制度の整備・施行が進み、さらには新型コロナウイルス感染症の流行など地域福祉を取り巻く状況が大きく変化しています。

このような中、本町では第1期計画が令和4年度をもって終了することから、国の動向や本町の地域福祉を取り巻く現状と課題を踏まえ、令和5年度から令和9年度を計画期間とする「第2期八千代町地域福祉計画・八千代町地域福祉活動計画」(以下「本計画」という。)を策定し、町と社会福祉協議会の連携だけでなく、町民、事業所、関係機関などと協力しながら、地域福祉の推進を図ります。



2 地域福祉と「自助・共助・公助」

(1) 地域福祉とは

一般に「福祉」と言うと、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉など対象ごとに分けられたものを思い浮かべる人が多いかもしれませんが、その理由は、これまで、それぞれの分野ごとの法律や制度によって、必要な福祉サービスが提供されてきたからです。

近年、社会情勢や地域社会の変化に伴い、まちづくりの課題や住民のニーズは複雑かつ多様化しており、従来の対象に応じて提供される福祉サービスだけでなく、民間のサービス提供主体との連携を図りながら総合的にサービスを提供することが求められています。

「地域福祉」とは、住み慣れた地域で誰もが安心して生きがいを持った暮らしを送れるよう、地域の人と人とのつながりを大切にしながら、共に支え合い、互いに助け合う地域づくりに向け、地域住民や行政が相互に協力する仕組みを作ることです。制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切に、互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みを作っていくことです。

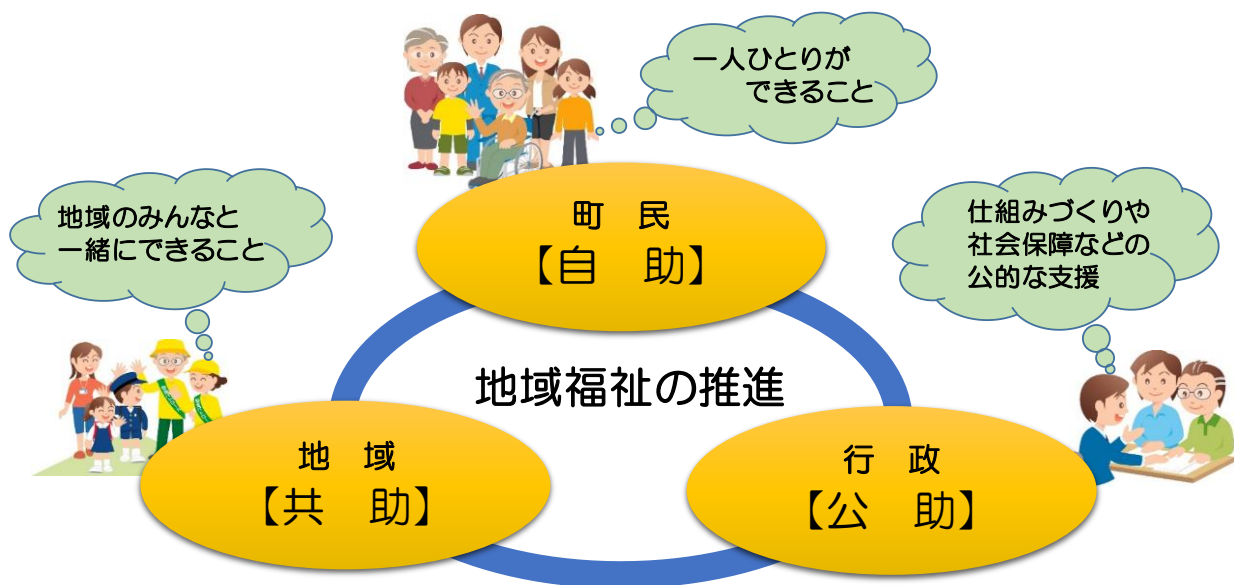
(2) 「自助・共助・公助」の考え方

地域福祉の推進にあたっては、「自助・共助・公助」の視点が重要なポイントです。

町民は、サービスの利用者と提供者いずれにもなりうる立場にあり、身近な地域での課題は、行政による福祉サービスだけではなく、地域の住民や組織からの支援で解決できることもあります。

自分たちの生活をより豊かで安心できるものとするためには、自分たちの住んでいる地域のことをよく理解している住民自らの手による福祉活動の実践が求められ、その際、自分でできることは自分で行う「自助(じじょ)」、近隣や地域、住民同士の支え合いや、団体や組織、事業者などによって支援する「共助(きょうじょ)」が求められます。

一方、住民の活動やボランティアによる取り組みが主体的に推進されるよう、その仕組みづくりや支援を行う「公助(こうじょ)」が行政の役割です。



～ 自助・共助・公助と「互助」について ～

「自助・共助・公助」については、「共助」をさらに細かく分け、「互助」という概念を加えた「自助・互助・共助・公助」の4つとする考え方もあります。

本計画においては、「自助・共助・公助」の「共助」という言葉について、『互助』の概念も包含した広い意味で用いています。

自助 = 町民

自助(じじょ)とは…

町民一人ひとりが「自分たちが暮らす地域は自分たちで育てていこう」という認識を持ち、自分でできることは自分で行い、地域のためにできることは何かを考え、生活課題に対して主体的な取り組みを進めていくことです。

共助(互助) = 地域

互助(ごじょ)・共助(きょうじょ)とは…

地域における生活課題の解決に向けて、困ったときや苦しいときは近隣や地域、住民同士で支え合い、共に手を取りあって助け合う、心豊かな地域づくりへ参加することです。

公助 = 行政

公助(こうじょ)とは…

福祉施策を総合的かつ一体的に推進し、行財政の効率的な運営と執行体制を整備するとともに、町民の生活課題を的確に把握しながら、町民との協働により、地域の特性に応じたきめ細かな施策を推進することです。

3 計画の位置づけと計画の期間

(1) 計画の法的根拠と役割

町民と福祉関係の事業者・団体と行政とが力を合わせて地域における生活課題の解決に取り組む仕組みが「地域福祉」で、その仕組みを具体的な形にまとめたものが、市町村が作成する「地域福祉計画」です。地域福祉を推進すること及び地域福祉計画は、以下のとおり、社会福祉法第4条「地域福祉の推進」及び第107条「市町村地域福祉計画」として規定されています。

○社会福祉法より抜粋

(目的)

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(地域福祉の推進)

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

また、地域福祉に関しては、社会福祉法第 109 条で次のとおり規定される市町村社会福祉協議会が中心となって策定される、地域福祉活動計画があります。

○社会福祉法より抜粋

第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(2)地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げ、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携し、補完・補強し合いながら地域福祉を進展させていく、車の両輪となるものです。

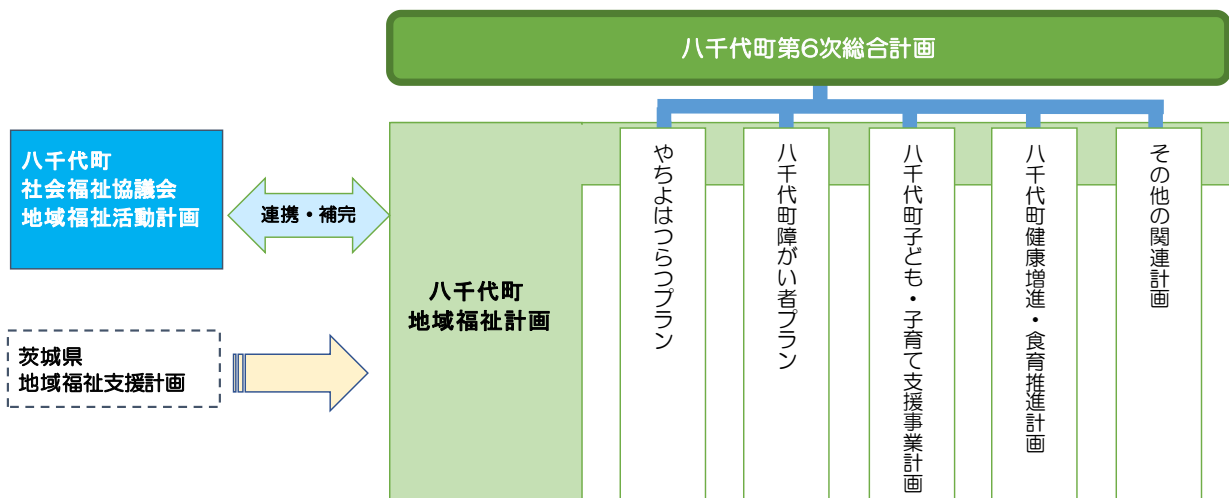
本町においては、「理念・基盤・仕組み」づくりである「地域福祉計画」と、それらを実現するための地域住民の活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」を一体的に策定しました。一体的に策定することで、それぞれの内容の共有や、支援する施策を相互に盛り込むなどの密接な連携を図ることができま

(3) 計画の位置づけ

本計画は、「八千代町第6次総合計画」を上位計画とし、町の「やちよはつらつプラン」、「八千代町障がい者プラン」、「八千代町子ども・子育て支援事業計画」、「八千代町健康増進・食育推進計画」などの諸計画との整合性を保ちながら、生活関連分野のうち福祉に関連する個別計画の上位計画と位置づけます。

個別計画が持つ内容を総合的な地域の視点から整理することにより、分野を超えた連携や共通の取り組みを推進します。

●計画の位置づけ(他の計画との関係)



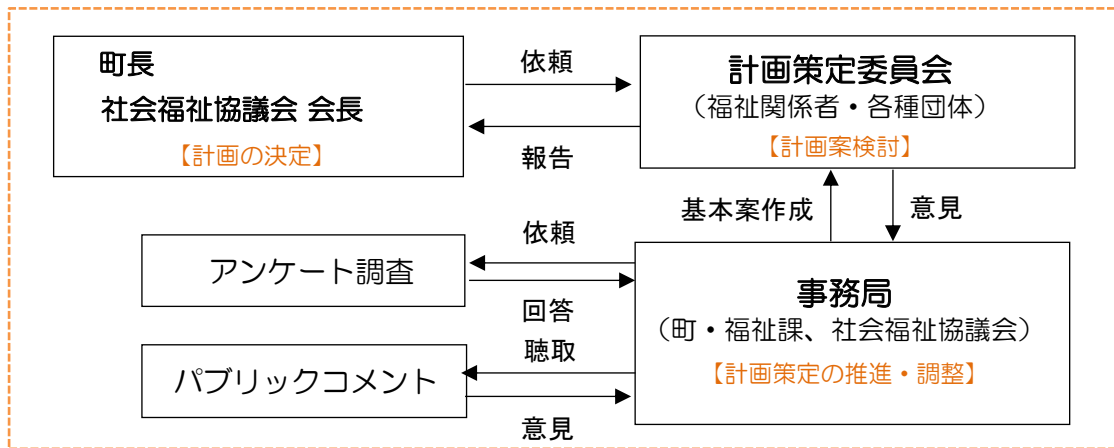
(4) 計画の期間

新たな計画の計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

なお、町を取り巻く状況や、経済、社会、地域の状況の変化など、必要に応じて計画の見直しを行います。

令和5年度から令和9年度

4 計画の策定体制



○ 計画策定委員会

地域福祉計画に関する事項を幅広く審議するため、学識経験者や福祉関係者、福祉関係の各種団体の代表等で構成する「八千代町地域福祉計画策定委員会」を設置しました。

○ アンケート調査

地域福祉に関する実態や町民の意識を把握するため、令和3年10月に「地域福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

●調査の実施概要

対象者	実施方法	実施時期	配布数	回収数【率】
20歳以上の町民	郵送による配布回収	令和3年10月	2,000件	863件 【43.1%】

○ パブリックコメント

本計画の策定にあたり、広く町民から意見を求めるため、令和5年2月22日から3月7日までの期間を設けてパブリックコメントを実施しました。

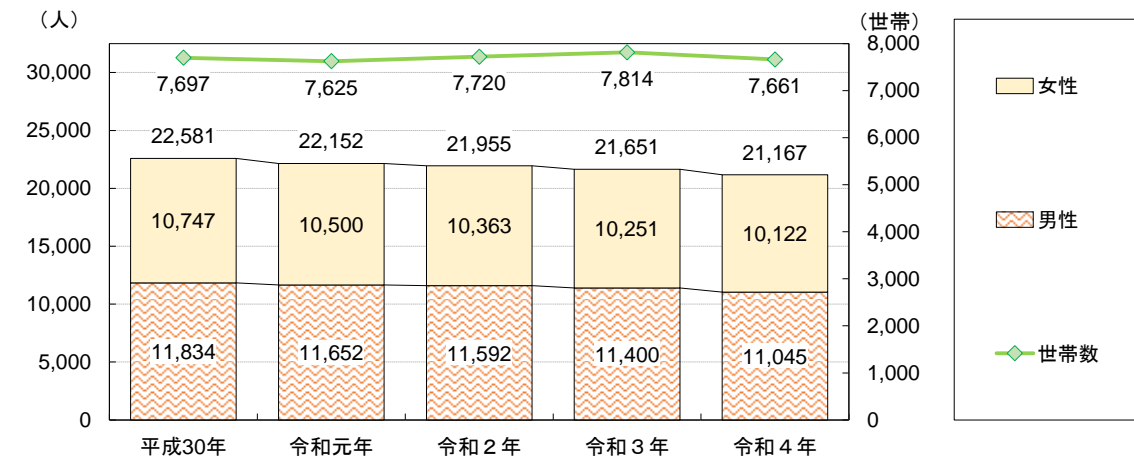
第2章 八千代町の現状

1 人口動態と世帯の状況

(1)人口と世帯数の推移

本町の人口は近年減少傾向で推移しており、令和4年では21,167人となっています。世帯数は減少しており、令和4年では7,661世帯となっています。

●八千代町の人口と世帯数の推移



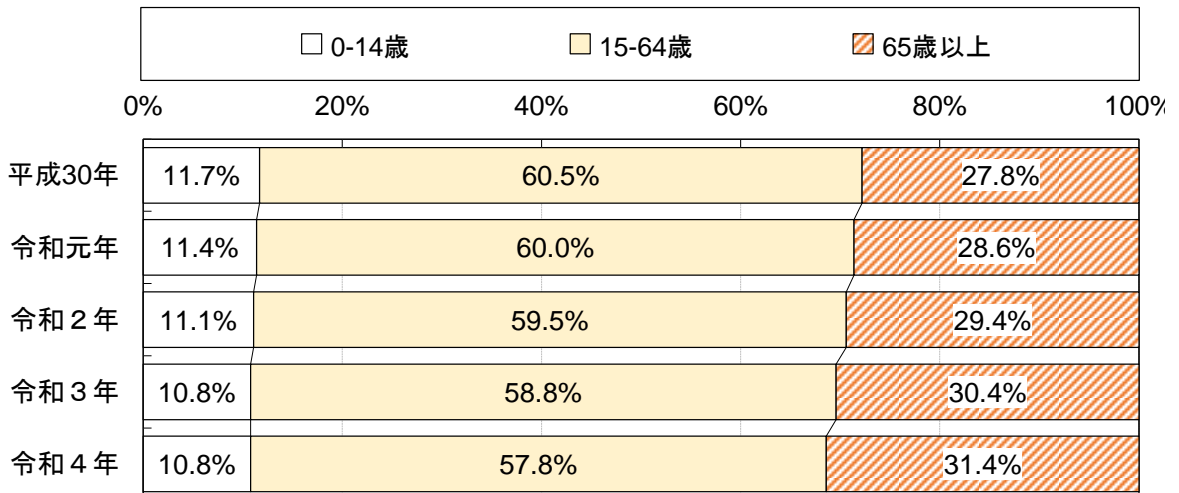
各年4月1日現在

資料：戸籍住民課

(2)人口構成比の推移

年齢3区分人口構成比の推移をみると、「0-14歳」の年少人口、「15-64歳」の生産年齢人口がいずれも減少傾向にある一方、「65歳以上」の高齢者人口の割合は増加傾向にあり、令和4年における高齢化率は31.4%となっています。

●年齢3区分人口構成比の推移



各年4月1日現在

資料：戸籍住民課

※図表は、端数処理の関係で、合計が100%にならないことがあります。(以下同じ)

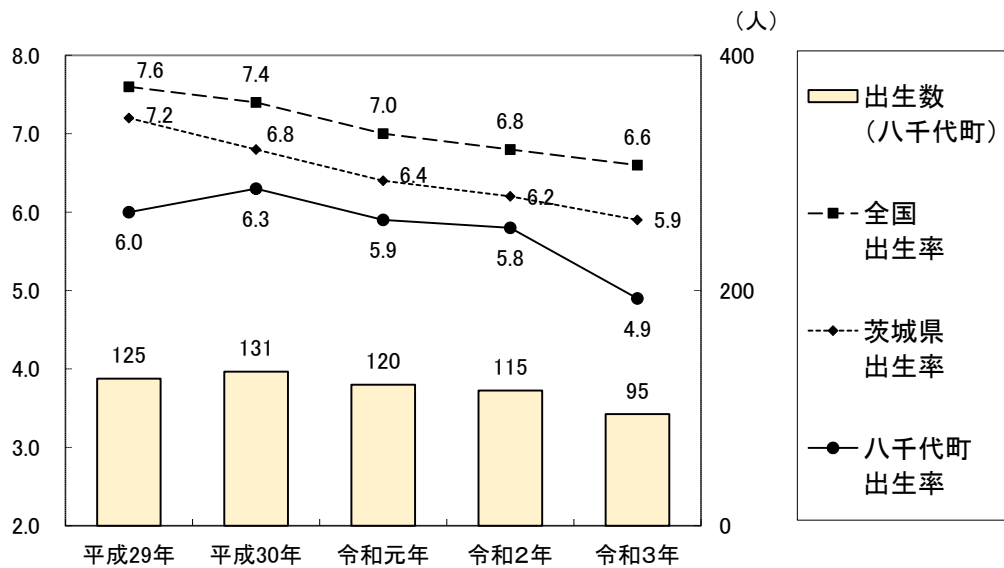
2 子ども・高齢者・障がい者等の状況

(1)子どもの状況

① 子どもの状況

本町の出生数は、125人(平成29年)から95人(令和3年)と減少しています。
出生率は、全国や県平均を下回っており、令和3年で4.9%となっています。

●出生数の推移



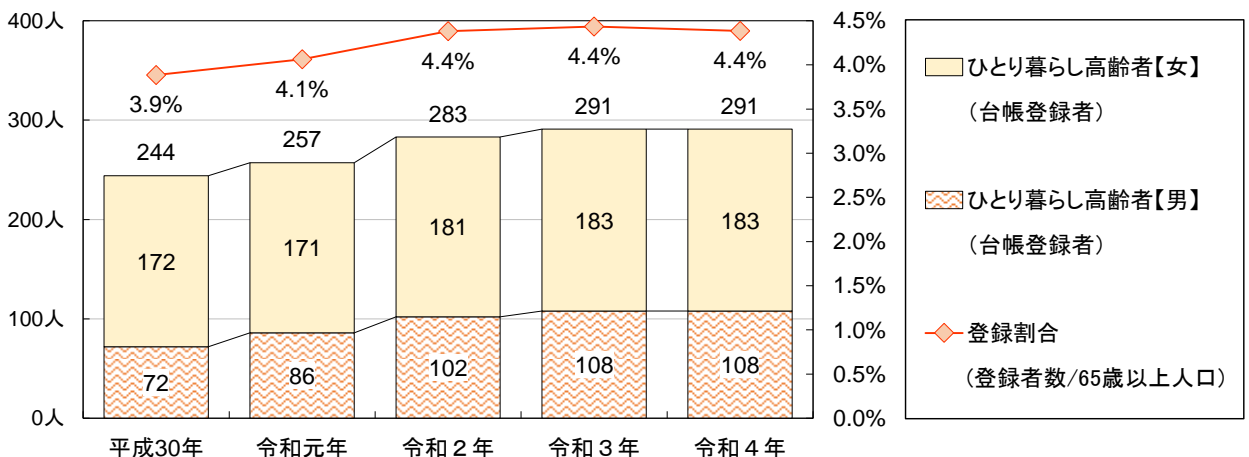
資料:茨城県人口動態統計

(2)高齢者等の状況

① ひとり暮らし高齢者数の推移

高齢者数の増加に伴い、本町のひとり暮らし高齢者台帳登録者数もまた増加傾向となっています。高齢者全体に占めるひとり暮らしの割合は近年4%前後で推移しています。

●八千代町の高齢者数とひとり暮らし高齢者台帳登録者数の推移



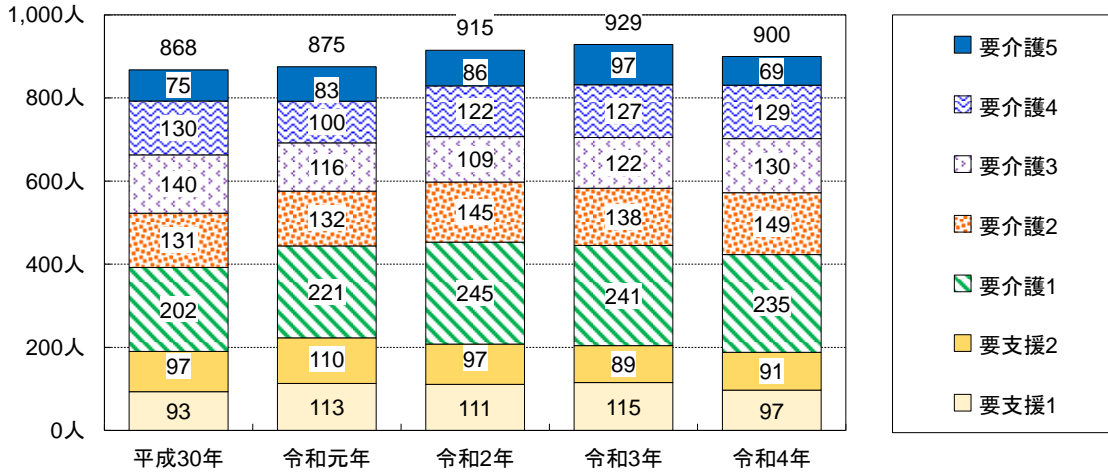
各年3月31日現在

資料:長寿支援課

② 要支援・要介護認定者数の推移

本町の要支援・要介護認定者数は増加傾向にあり、要介護度別に認定者数の推移をみると、要介護2などが増加しています。

●八千代町の要支援・要介護者数の推移(要介護度別)



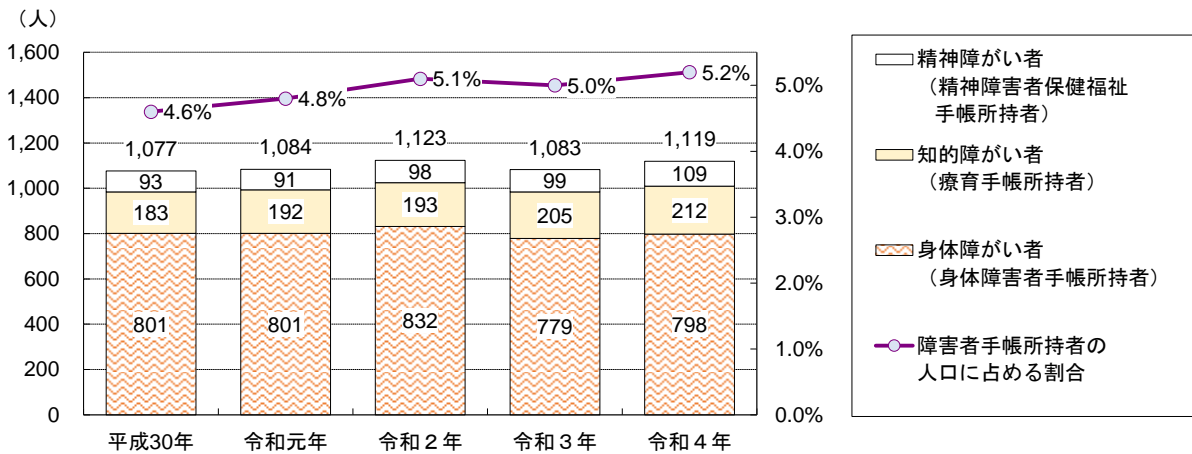
各年9月30日現在

資料:介護保険事業状況報告

(3)障がい者の状況

障害者手帳所持者を基準として本町の障がい者数をみると、横ばいで推移しており、障がい者数は1,119人、対人口比では5.2%となっています。

●八千代町の障がい者数の推移



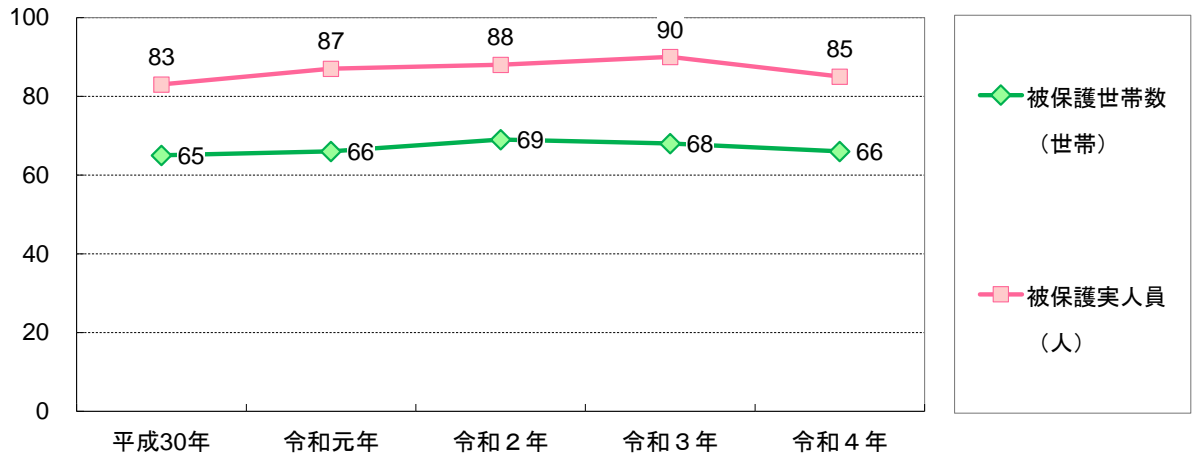
各年3月31日現在

資料:福祉課

(4)生活困窮者(生活保護世帯)の状況

本町の令和4年の生活保護の受給世帯、受給者は、被保護世帯数では 66 世帯、被保護実人員では 85 人となっています。

●八千代町の生活保護世帯数等の推移



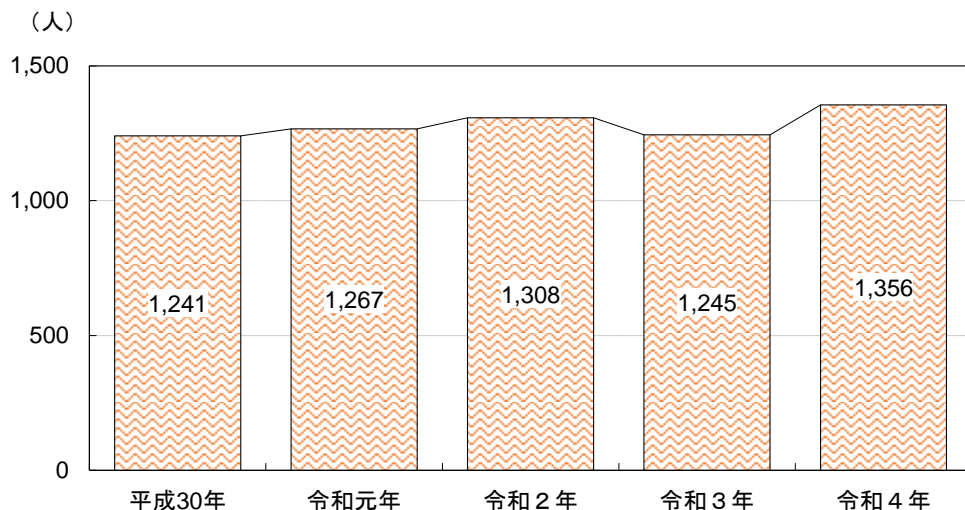
各年3月31日現在

資料:福祉課

(5)外国人数の状況

本町の外国人人口の推移は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、一時的に減少に転じたものの、再び増加傾向にあります。

●外国人数の推移



各年6月末現在

資料:出入国在留管理庁「在留外国人統計」

3 地域福祉関係団体等の状況

(1) 行政区の加入状況

行政区の加入世帯数は減少傾向で推移しており、令和4年においては、加入世帯数は 4,915 世帯、加入率は 64.1%となっています。

●八千代町の行政区加入世帯数の推移

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
加入世帯数	(世帯)	5,106	5,043	5,004	4,951	4,915
加入率	(%)	66.3	66.1	64.8	63.3	64.1

各年4月1日現在

資料:秘書課

(2) 子ども会の状況

子ども会の団体数は、令和4年においては前年度から1団体減少し、56 団体となっています。

●八千代町の子ども会団体数の推移

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
子ども会団体	(団体)	58	58	58	57	56

各年4月1日現在

資料:生涯学習課

(3) 老人クラブの状況

老人クラブ数と加入者数は減少傾向で推移しており、令和4年においては、クラブ数は6団体、会員数は 194 人となっています。

●八千代町の老人クラブ数と会員数の推移

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
老人クラブ数	(団体)	15	15	7	6	6
会員数	(人)	511	475	231	202	194

各年4月1日現在

資料:長寿支援課

(4)町社会福祉協議会の会員加入状況

町社会福祉協議会の会員数は減少傾向で推移しており、令和4年においては、特別会員は 46 団体、普通会員は 4,821 人となっています。

●町社会福祉協議会の会員数の推移

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
特別会員	(団体)	45	45	0	44	46
普通会員	(人)	4,994	4,928	4,899	4,867	4,821

各年4月1日現在

資料:八千代町社会福祉協議会

(5)ボランティアの登録状況(団体、個人等の状況)

ボランティアサークルの団体数は横ばいですが、会員数は減少傾向で推移しており、令和4年においては、4団体、会員数は 102 人となっています。

一方、個人ボランティアの登録数は減少しており、令和4年においては、51 人となっています。

●ボランティア登録数の推移

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
ボランティア サークル	(団体)	5	5	5	5	4
	(人)	123	129	129	115	102
個人ボランティア	(人)	80	79	59	54	51

各年4月1日現在

資料:八千代町社会福祉協議会

4 地域における福祉資源

本町の地域福祉に関する社会資源の状況は以下のとおりです。

●本町の地域福祉に関する社会資源(人・機関・施設等)

分野	種類・名称	人数/団体数 /箇所数	備考
住民組織等	行政区	62 行政区	
	行政区長	62 人	
	行政副区長	64 人	
	老人クラブ	6 クラブ 194 人	
	消防団	7 分団 190 人	
地域福祉	民生委員児童委員	50 人	
	母子保健推進員	30 人	
	食生活改善推進員	63 人	
	社会福祉協議会	1 団体	
児童福祉	保育園	4 園	
	認定こども園・幼稚園	5 園	
	子育て支援センター	3 か所	
	児童クラブ	8 クラブ	
高齢者福祉・介護	介護支援専門員(ケアマネジャー)	27 人	
	認知症サポーター	2,126 人	
	シルバーリハビリ体操指導士	23 人	
	ボランティア団体	4 団体 102 人	社会福祉協議会への登録団体
	個人ボランティア	56 人	
	地域包括支援センター	1 か所	役場福祉課内
	介護保険サービス事業所	29 事業所	ケアプラン:9、在宅系:15、施設・居住系:5
障がい福祉	障がい福祉サービス・ 障がい児福祉サービス事業所	13 事業所	訪問系:3、通所系:5、入所・居住系:2、 相談系:1、障がい児通所系:2
保健・医療	保健センター	1 か所	
	医療機関	14 か所	内科系:3、整形外科:1、歯科:10
教育・文化 ・体育	小学校・中学校・高校	8 校	小学校:5、中学校:2、高校:1
	文化施設	4 施設	中央公民館、図書館、歴史民俗資料館、 農村環境改善センター
	公園・スポーツ施設	14 か所	総合体育館、海洋センター、グリーンビレッ ジ、体育センター、公園:10

令和5年1月1日現在

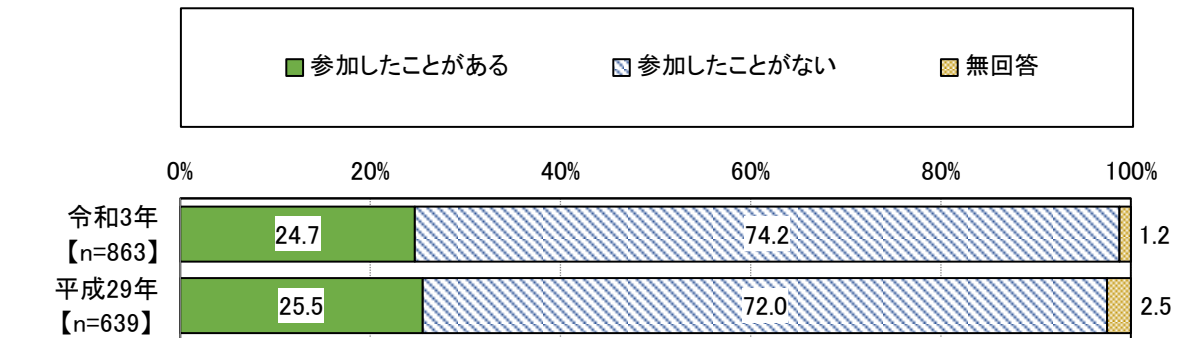
資料:八千代町

5 アンケートにみる地域の住民意識と福祉的課題

(1)地域の担い手の育成の必要性

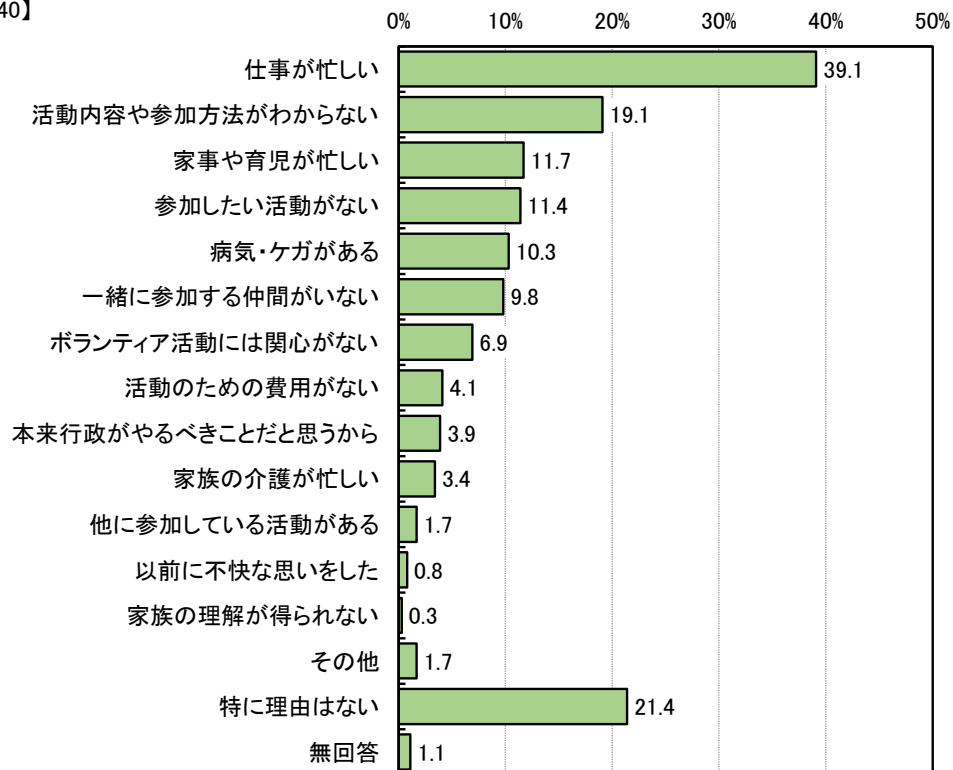
○今後ますます高齢化が進み、地域福祉の推進にあたってはその担い手の確保が大きな課題であり、元気な高齢者をはじめ、より多くの町民が「支え手」となっていくことが不可欠です。
○福祉ボランティアに気軽に参加できる環境づくりを推進するとともに、ボランティアを必要としている人の把握に努め、ボランティアをしたい人につなげるための仕組みの構築が必要です。

Q:あなたは、ボランティア活動(自発的な意志に基づいて、人や社会に貢献する活動)に参加したことがありますか。(1つだけに○)



○ボランティア活動については、24.7%が「参加したことがある」としています。

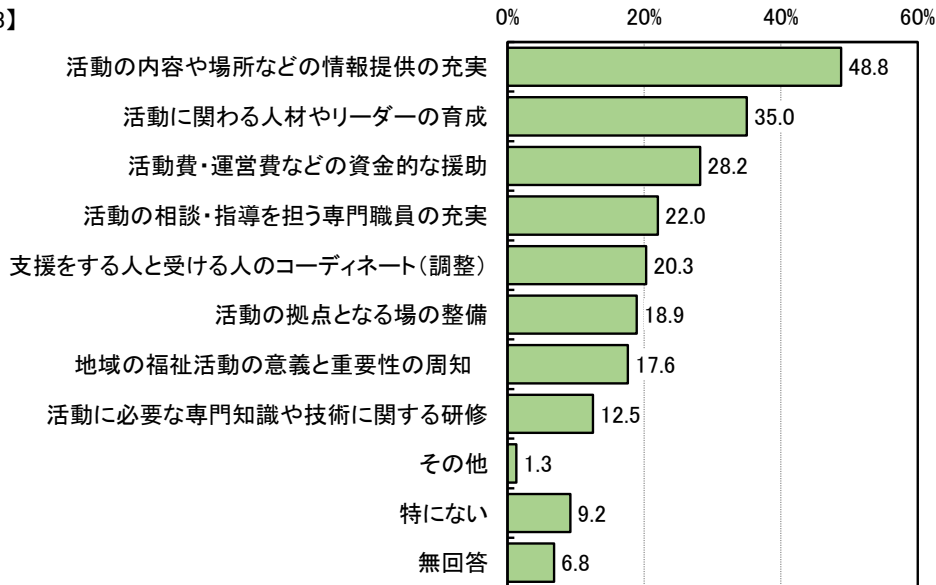
Q:あなたがボランティア活動に参加しない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)
【n=640】



○ボランティア活動に「参加したことがない」と回答した74.2%に、参加しない理由を尋ねたところ、「仕事が忙しい」が最も多く、以下、「活動内容や参加方法がわからない」、「家事や育児が忙しい」、「参加したい活動がない」などとなっています。

Q:地域における助け合い、支え合い活動を活発にするためには、どのようなことが重要だと思いますか。(主なものを3つまでに○)

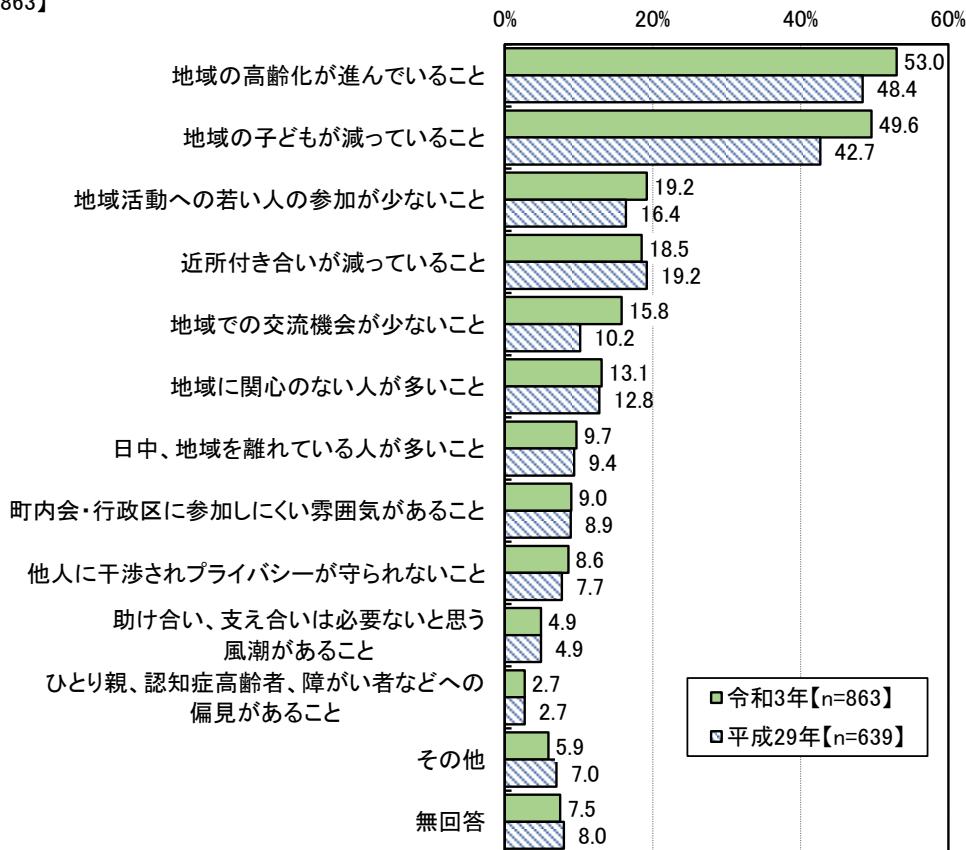
【n=863】



○地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために重要なことでは、「活動の内容や場所などの情報提供の充実」が最も多く、以下、「活動に関わる人材やリーダーの育成」、「活動費・運営費などの資金的な援助」、「活動の相談・指導を担う専門職員の充実」、「支援をする人と受け人のコーディネート(調整)」などとなっています。

Q: あなたの住んでいる地域の問題点だと思われることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

【n=863】

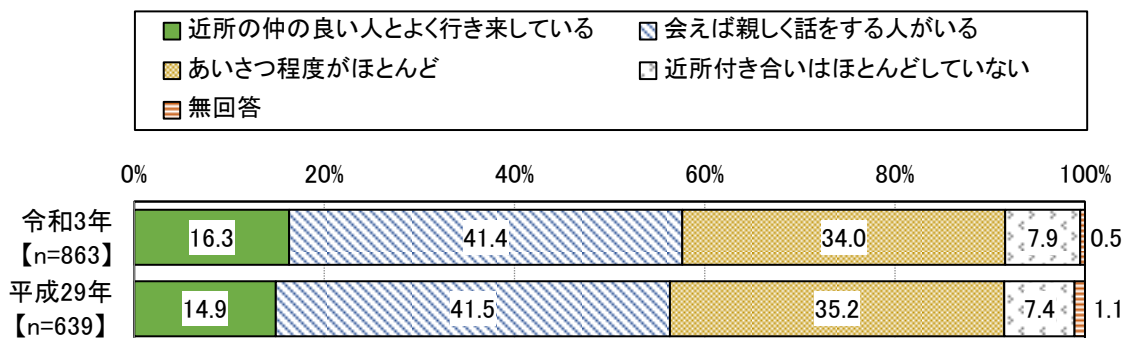


○住んでいる地域の問題点については、「地域の高齢化が進んでいること」が53.0%で最も多く、以下、「地域の子供が減っていること」が49.6%、「地域活動への若い人の参加が少ないこと」が19.2%、「近所付き合いが減っていること」が18.5%、「地域での交流機会が少ないこと」が15.8%などとなっています。

(2)日頃からの地域住民同士の交流機会の充実

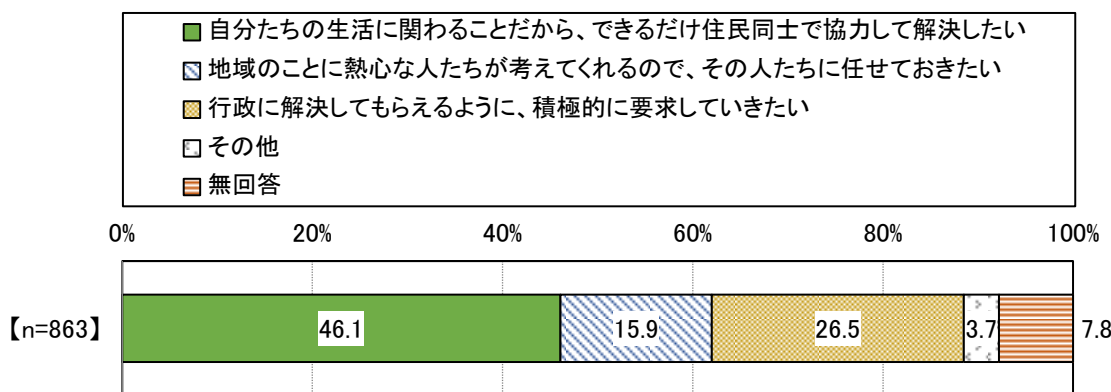
〇いざというときに支え合うことのできる地域づくりを進めていくことが重要です。

Q:あなたは、ふだん(新型コロナウイルスの感染拡大以前)近所の人とどの程度の付き合いをされていますか。(1つだけに〇)



- 近所付き合いの程度については、「会えば親しく話をする人がいる」が41.4%で最も多く、以下、「あいさつ程度がほとんど」が34.0%、「近所の仲の良い人とよく行き来している」が16.3%、「近所付き合いはほとんどしていない」が7.9%となっています。
- 平成29年の調査と比較すると、「近所の仲の良い人と良く行き来している」が増加し、相対的に「あいさつ程度がほとんど」が減少しました。

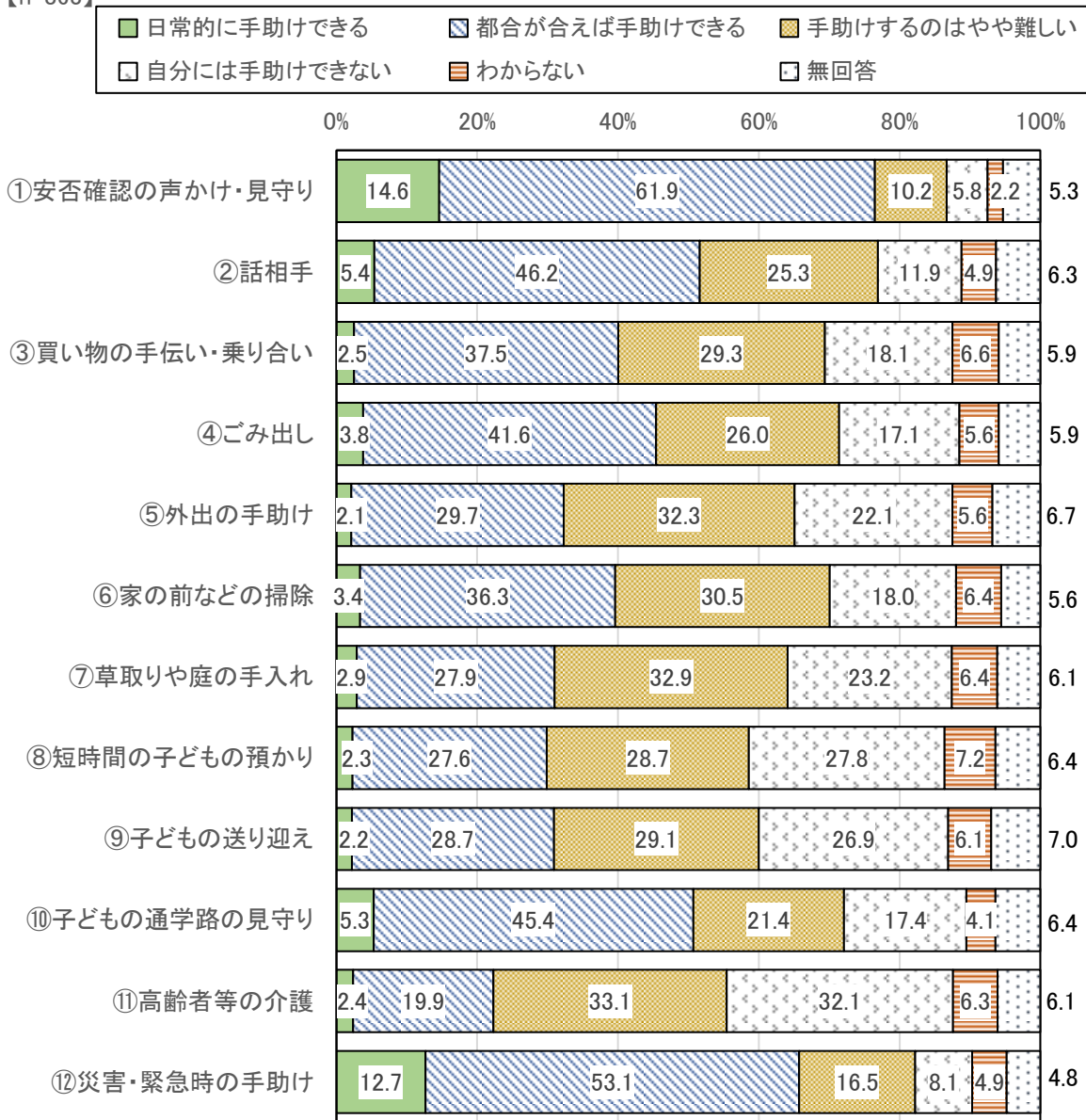
Q:あなたは、地域における日常生活の問題や課題に対して、どのような方法で解決するのが良いと思いますか。(1つだけ〇)



- 地域における日常生活の問題や課題に対して、どのような方法で解決するのがよいと思うか尋ねたところ、「自分たちの生活に関わることだから、できるだけ住民同士で協力して解決したい」が46.1%で最も多く、以下、「行政に解決してもらえるように、積極的に要求していきたい」が26.5%、「地域のことに熱心な人たちが考えてくれるので、その人たちに任せておきたい」が15.9%となっています。

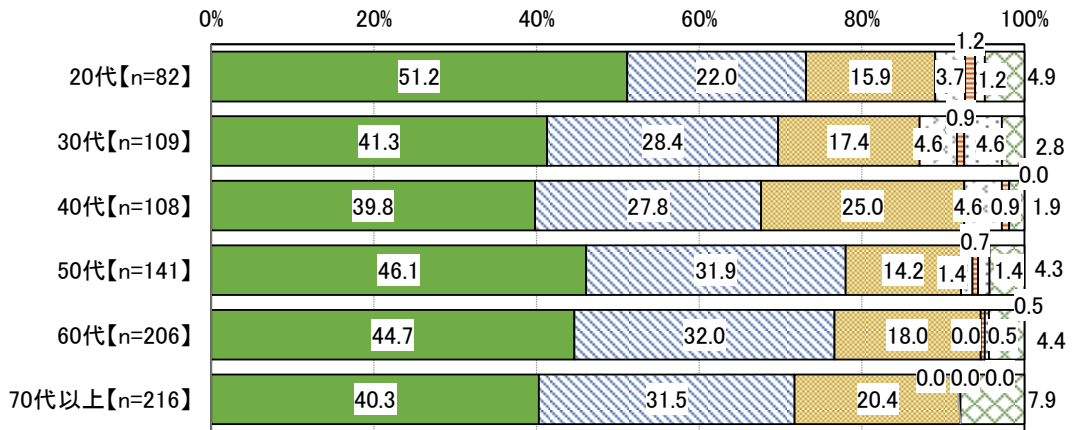
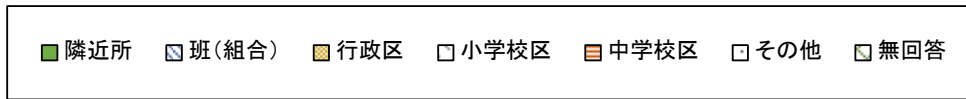
Q:隣近所で、困っている家庭(高齢者、障がいのある人、子育て家庭など)がある場合に、あなたが実際に次のような手助けをできる可能性・困難度についてどのように感じますか。(それぞれ1つだけ○)

【n=863】



○隣近所の高齢者、障がいのある人、子育て家庭などを実際に手助けできると思うかどうか尋ねたところ、『手助けできると思う』割合(「日常的に手助けできる」と「都合が合えば手助けできる」の合計)をみると、「①安否確認の声かけ・見守り」(76.5%)、「⑫災害・緊急時の手助け」(65.8%)、「②話相手」(51.6%)、「⑩子どもの通学路の見守り」(50.7%)で特に高く、いずれも50%以上が手助けできると回答している。

Q:あなたは、住民同士がお互いに助け合えるのは、どの範囲だと思いますか。(1つだけに○)



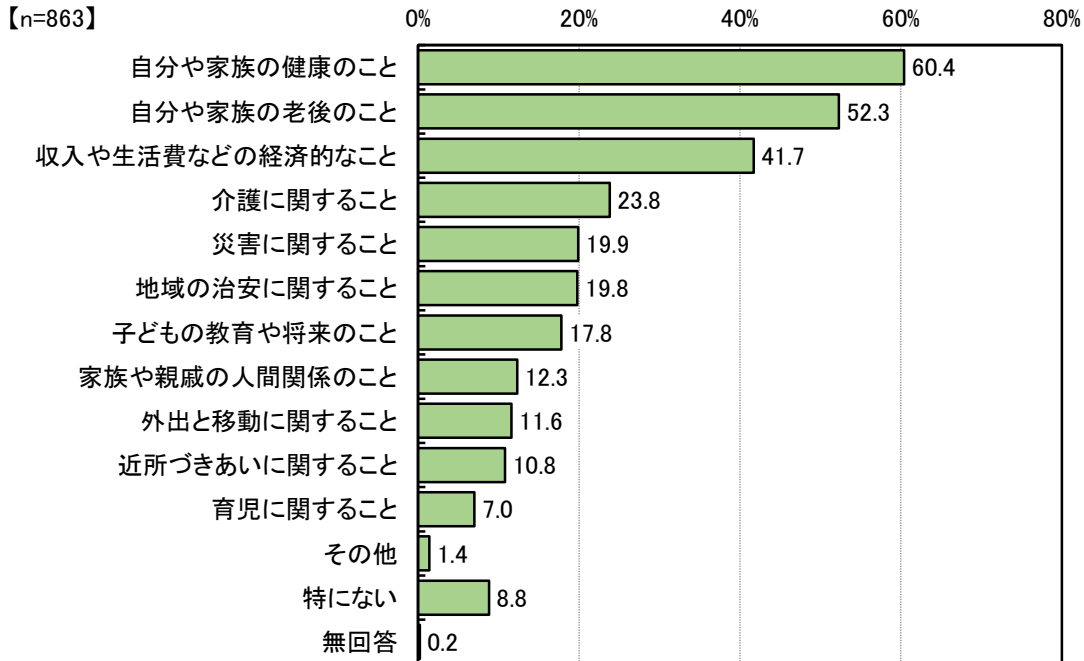
○年代別にみると、いずれの年代も「隣近所」が最も多く挙げられている点で共通しているなか、20代では回答割合が相対的に高くなっています。

○また、50代～70代以上では「班(組合)」の回答割合が30%となるなど、他の年齢と比べて高くなっています。

(3) 必要な支援や福祉サービスを利用できる体制の確保の必要性

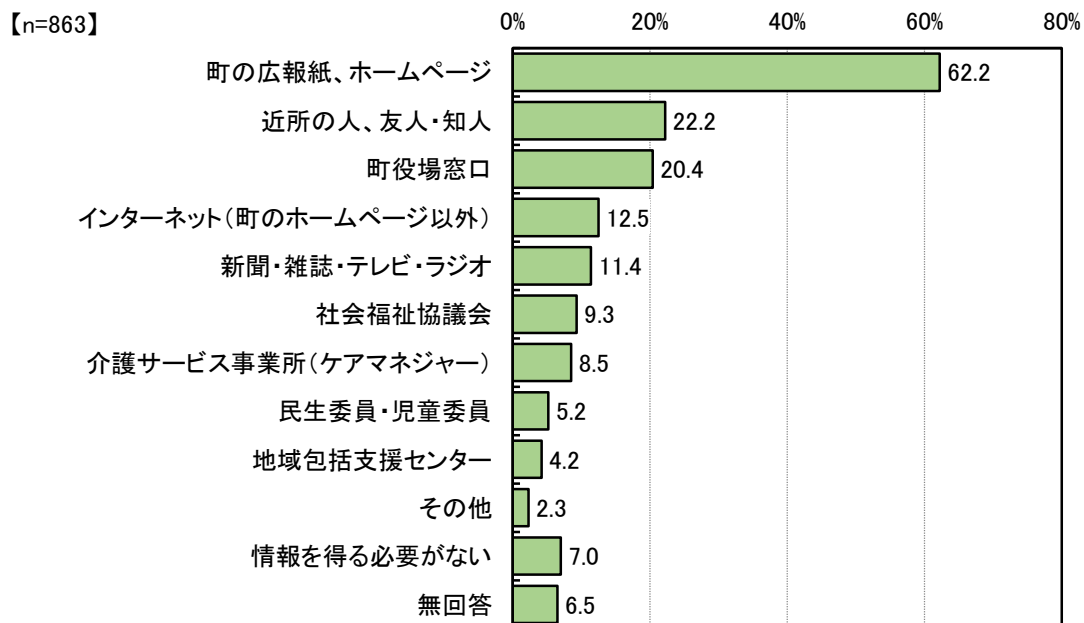
○必要な支援・サービスにつなげていくためにも、きめ細かな情報提供を図るとともに、支援ニーズの把握に努めつつ、適切な相談対応や、サービスを選ぶ支援ができる体制の一層の充実を図っていく必要があります。

Q: あなたは、毎日の暮らしの中で、どのようなことに不安や悩みを感じていますか。
(あてはまるものすべてに○)



○毎日の暮らしの中で、不安や悩みでは、「自分や家族の健康のこと」(60.4%)、「自分や家族の老後のこと」(52.3%)、「収入や生活費などの経済的なこと」(41.7%)が特に多く挙げられています。

Q: あなたは、「福祉サービス」に関する情報を主にどこから入手していますか。
(あてはまるものすべてに○)



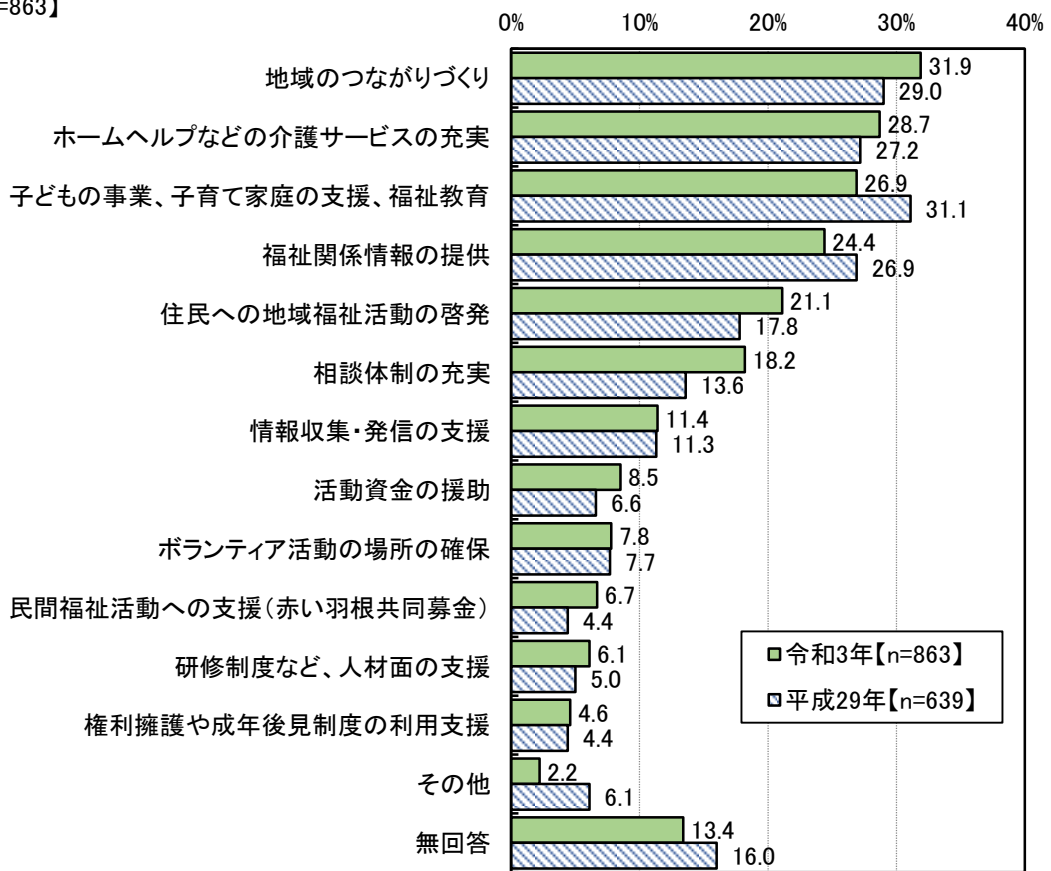
○「福祉サービス」に関する情報をどこから入手しているか尋ねたところ、「町の広報紙、ホームページ」が62.2%で最も多く、以下、「近所の人、友人・知人」が22.2%、「町役場窓口」が20.4%、「インターネット(町のホームページ以外)」が12.5%、「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」が11.4%などとなっています。

(4) 包括的な相談支援体制の充実の必要性

- 人口構造や社会環境の変化、近隣関係の希薄化などを背景に、抱えている困難や課題が複雑化・複合化する中、国では、包括的な支援体制の整備を促進しています。関係団体も様々な課題を抱えている人が増えた一方、そうした困難や課題が見えにくくなってきているとの指摘がみられます。
- 相談窓口・機関の周知や気軽に相談しやすい体制・環境づくりを通じて、一人一人が抱えている困難や課題の実態把握に努めるとともに、多職種が連携し、包括的な支援につなげるための体制強化を図っていくことが必要です。そのためには、多様な機関や団体、企業・事業所が交流し、意見交換や情報共有をしていく場を設けていくことが重要です。

Q:八千代町社会福祉協議会に期待することはどんなことですか。(あてはまるものすべてに○)

【n=863】



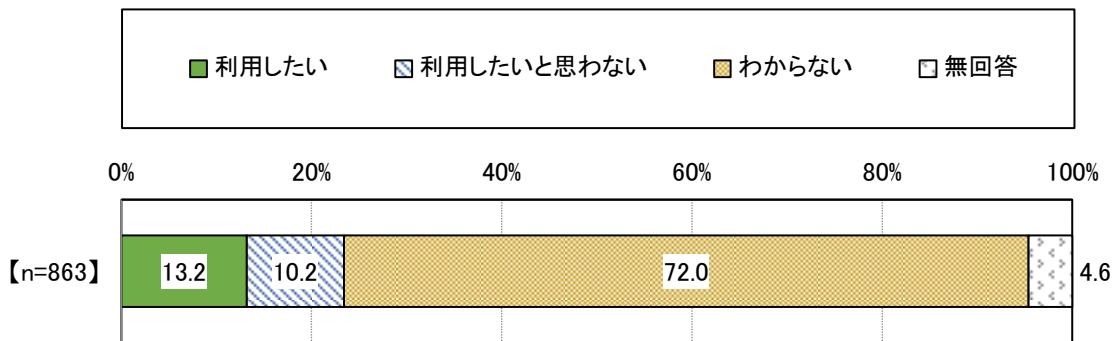
○八千代町社会福祉協議会に期待することでは、平成29年の調査と比較すると、「子どもの事業、子育て家庭の支援、福祉教育」(4.2%減)、「福祉関係情報の提供」(2.5%減)以外の項目(その他、無回答を除く)では、前回調査の割合を上回っており、なかでも「相談体制の充実」は4.6%増加しています。

(5) 成年後見制度の利用促進の必要性

○超高齢社会を迎え、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいがあることにより、財産の管理や日常生活などに支障がある人を社会全体で支え合うための重要な手段であるにも関わらず十分に利用されていない状況を鑑み、成年後見制度の利用を促進することを目的として、平成28年5月に成年後見制度利用促進法が施行されました。

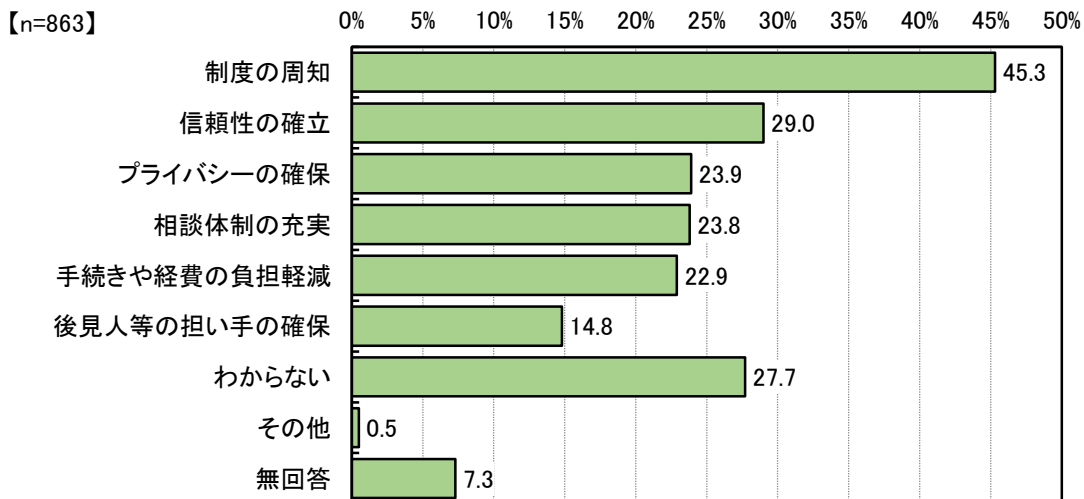
○保健・医療・福祉に加え、司法も含めた連携のもと、権利擁護に支援が必要な人を把握し、早期の段階から相談支援を行うとともに、制度への理解を促進しつつ、必要に応じた支援・制度の利用促進につなげていくことができる体制の構築を図っていく必要があります。

Q:あなたは、「成年後見制度」が必要になった時に、制度を利用したいですか。(1つだけに○)



○成年後見制度の利用意向については、「利用したい」が13.2%となっています。

Q:成年後見制度を利用しやすくするために、どのようなことが必要だと思いますか。(主なもの3つまでに○)

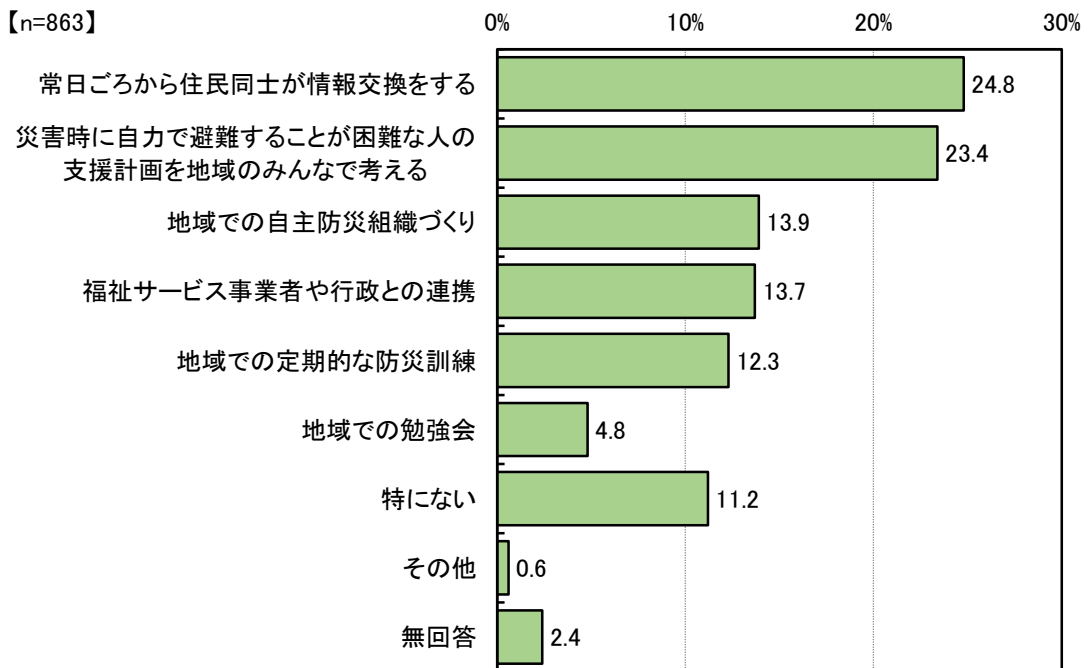


○成年後見制度を利用しやすくするために必要なことでは、「制度の周知」が45.3%で最も多く、以下、「信頼性の確立」が29.0%、「プライバシーの確保」が23.9%、「相談体制の充実」が23.8%などとなっています。

(6)災害時等の安全・安心を確保する体制の強化の必要性

- 東日本大震災や平成27年9月関東・東北豪雨をはじめ、度重なる自然災害の経験から、災害時に地域住民の生命を守ることに際するコミュニティの重要性が再認識されており、地域福祉の観点からも安全・安心の確保に向けた対策の強化が求められています。
- 地域における災害時の助け合い意識の醸成を図るとともに、災害時の避難行動に支援が必要な人を把握しつつ、自身の生命を守ることを最優先としたうえで、具体的な協力体制を構築していく必要があります。
- 新型コロナウイルスの世界的大流行を踏まえ、感染防止対策の徹底をはじめ、安全・安心な避難生活を送ることができる環境づくりに取り組む必要があります。

Q:災害時に住民同士が協力し合うためには、どのようなことが必要だと思いますか。(1つだけに○)



- 災害時に住民同士が協力し合うために必要なことについては、「常日ごろから住民同士が情報交換をする」が24.8%で最も多く、以下、「災害時に自力で避難することが困難な人の支援計画を地域の人みんなで考える」が23.4%、「地域での自主防災組織づくり」が13.9%、「福祉サービス事業者や行政との連携」が13.7%、「地域での定期的な防災訓練」が12.3%などとなっています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

社会情勢や地域社会の変化により、今まで以上に課題が複雑かつ多様化しており、町民が住みなれた地域で安心・安全に生活し、年齢や性別そして障がいの有無にかかわらず、個人として尊重され、住民同士の支え合いや適切なサービスが受けられるようなまちづくりが求められます。

また、介護、障がい、児童福祉、生活困窮者支援などの制度の枠にとらわれない、地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めていく必要があります。

本町では、第1次計画において、住民一人ひとりの尊厳を守り、地域の支え合いのもとで、誰もが住み慣れた地域で自分らしく生きていくことのできる地域社会を目指して、地域福祉を推進してきました。今後も引き続きこの方向性を継承するとともに、誰もが地域社会で活躍し、一人一人の暮らしに寄り添い、地域全体で見守り、共に支え合っていくことが重要です。

こうした方向性を踏まえ、本町では、住民同士の絆や支え合い・助け合いの精神のもとで、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの実現を目指し、以下の基本理念と基本方針を掲げ、地域福祉の推進に取り組めます。

【計画の基本理念】

誰もが愛着を持ち、共に支え合い

安心して暮らせるまち

これまでの福祉は、どちらかと言えば行政から地域住民に提供するサービスや支援などが主体でしたが、今後は多様な生活課題に地域全体で取り組んでいくことが求められます。そのため、町民、地域、行政の協働を推進し、自助・共助・公助が相まって、互いに助け合い、支え合う仕組みづくりが重要となります。この基本理念のもと、自分が暮らす地域に愛着を持ちながら、町民みんなが力を合わせて、誰もが安心した生活を送ることができる地域社会・地域福祉の形成を推進します。

地域福祉計画と地域共生社会について

- 現在、地域社会においては、人々が暮らしていく上で の課題が複雑化、複合化している他、少子高齢・人口減少社会が到来し地域のつながりが希薄化しています。
- このような社会背景を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。本計画も「地域共生社会」の実現を目指すものとなります。



資料：厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト

持続可能な地域づくり～SDGsの視点～

- 平成27年9月の国連サミットにおいて、国際的に豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標(SDGs:SustainableDevelopmentGoals)」が示され、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けて取組が進められています。
- SDGsの「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、社会保障・社会福祉がこれまで進めてきた歩みや「地域共生社会」づくりにつながるものであり、本計画においても、SDGsの17の目標における取組を意識し、SDGsの達成に貢献していくことが求められます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



資料：外務省 JAPAN SDGs Action Platform

2 計画の基本目標

基本目標1 思いやりの心で支え合う地域づくり

町民がお互いを理解し、尊重し合うことができるよう、学校や地域の中で福祉の心を育む教育や人権を理解する教育を充実し、地域福祉の意識の向上を図ります。

地域社会において、町民同士のつながりの変化や高齢化、住民の減少など、地域の機能低下が懸念されています。地域の人々がお互いに支え合い、助け合う社会をつくるためには、身近な地域での福祉活動の活性化が重要となります。

地域の交流活動や交流の場づくり、福祉活動を担う人材の育成を充実し、身近な課題に気づける地域社会を目指すための地域福祉活動を推進します。

方針	
1	地域への愛着と福祉に対する意識の向上
2	地域福祉の担い手の育成
3	地域における交流機会の充実

基本目標2 包括的な支援体制づくり

多様化した生活課題の解決を図り、誰もが社会参加できる社会環境の実現を目指し、公共サービスのみならず、多様な民間サービスの振興に努めるとともに相互の連携を図り、地域福祉の一層の向上に努めます。

関係機関と連携した身近な地域での相談体制を充実するとともに、福祉サービスの充実、情報提供や包括的で専門的な支援につなげる仕組みを構築していきます。

方針	
1	相談支援体制と情報提供の充実
2	福祉サービスを総合的に提供する仕組みの充実

基本目標3 安心して暮らせるまちづくり

地域でいつまでも安全・安心して暮らせるよう、「地域の安全は地域で守る」という考えのもと、見守りが必要な人が緊急時や災害時に孤立しないため日頃からの見守り体制の充実や、避難行動要支援者名簿の活用等を促進し、的確な支援につなげます。

また、生活に対する支援や、防災訓練等の活動支援、防犯対策の推進など地域で安心して暮らせる環境づくりを推進します。

方針

- 1 日常的な見守りと防犯活動の推進
- 2 災害などの緊急時の助け合い

個別計画 第2次成年後見制度利用促進計画

判断能力が十分でない人の増加が予測されており、必要な援助を受けることができるよう、権利擁護制度の普及啓発を図り制度の利用につなげます。

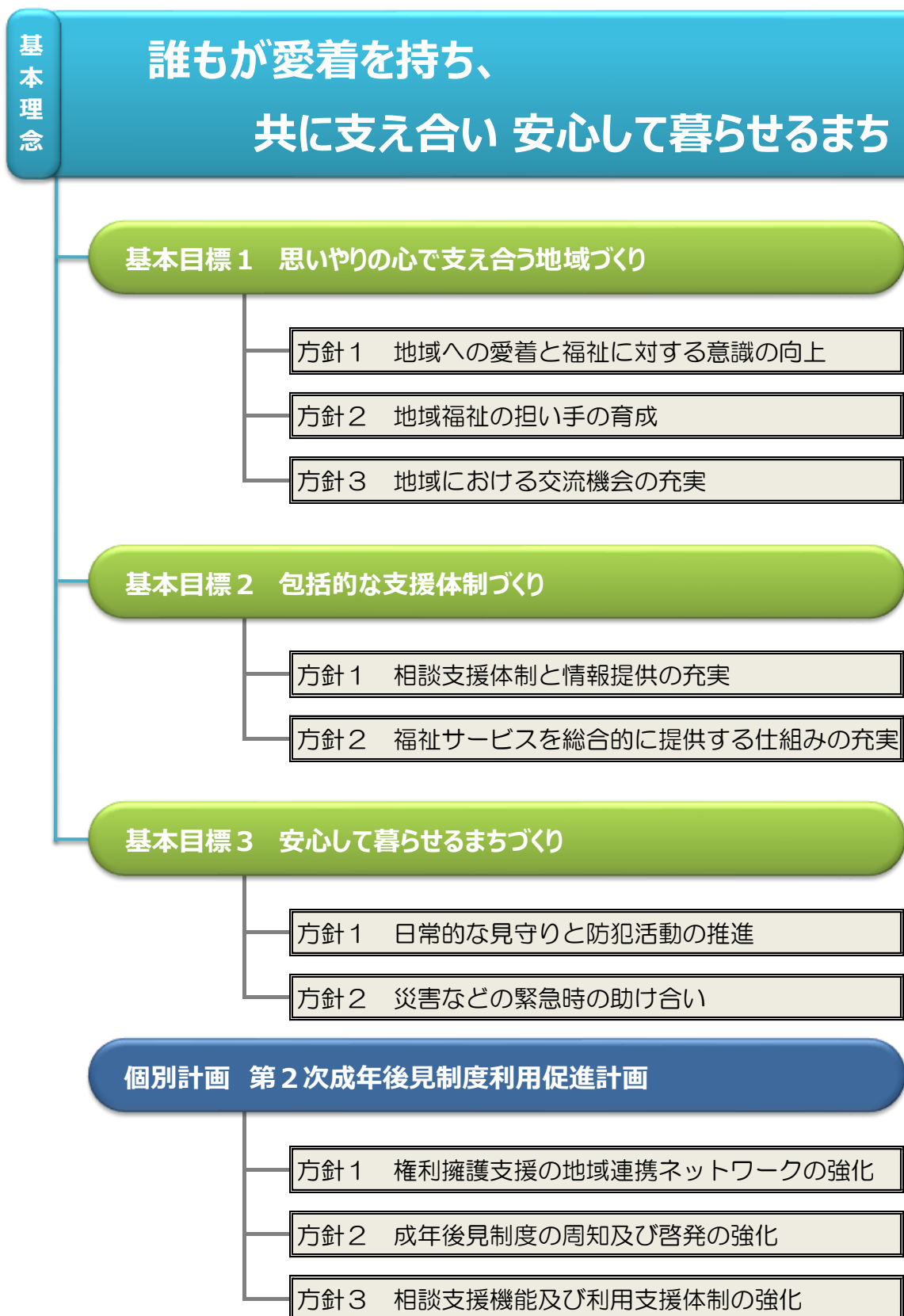
方針

- 1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化
- 2 成年後見制度の周知及び啓発の強化
- 3 相談支援機能及び利用支援体制の強化



3 施策の体系

本計画の施策の体系を図に示すと以下のようになります。



第2部 八千代町地域福祉計画

基本目標1 思いやりの心で支え合う地域づくり

■現状と課題■

本町では、町内の学校を対象に、関係機関やボランティア団体等との連携・協力のもと、手話、車椅子等の体験学習での交流を通じ、高齢者や障がい者への理解を深め、福祉のこころの醸成に取り組んでいます。

また、地域の中で行う福祉教育として、地域で活動する地域福祉の推進組織、福祉ボランティア団体等に対する啓発活動や広報紙等の発行など、町民の福祉に対する意識の向上を図るための取り組みを行っています。

町民アンケート調査では地域に愛着があると回答した割合は、平成 29 年の調査と比較すると、「大いにある」、「ある程度ある」が増加し、地域への愛着が高まっています。

今回の調査においても、地域への愛着がある人のほうが、生活課題の主体的な解決や周りの人に対する手助けに積極的かつ前向きであること、また、愛着が高い人ほど地域活動への参加意欲が高まることから、引き続き、幅広い年代の住民の地域への愛着を深めることが望まれます。

さらに、近所づきあいの現状をみると、平成 29 年の調査と比較すると、「近所の仲の良い人と良く行き来している」が増加し、相対的に「あいさつ程度がほとんど」が減少しており、コロナ禍においても近所づきあいを大切に交流を図っていることがうかがえました。

普段からの交流が住民同士の助け合いの基本となるため、今後は若い世代を含め、より多くの人が参加しやすく、また、より地域に密着し、地域の実情に応じた交流機会の創出が必要です。

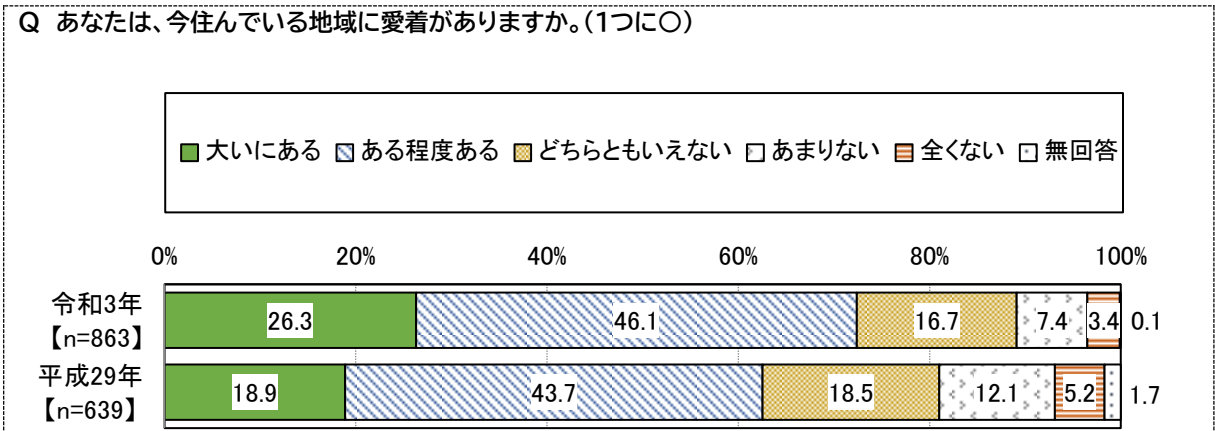
■基本方針■

地域での支え合い、助け合いの意識を育むため、子どもの頃からの福祉教育や地域での様々な活動への参加・体験を通して、福祉意識の向上を推進します。町民が生涯にわたって、福祉や地域福祉について学ぶ機会が得られるよう、各種講座等を開催します。

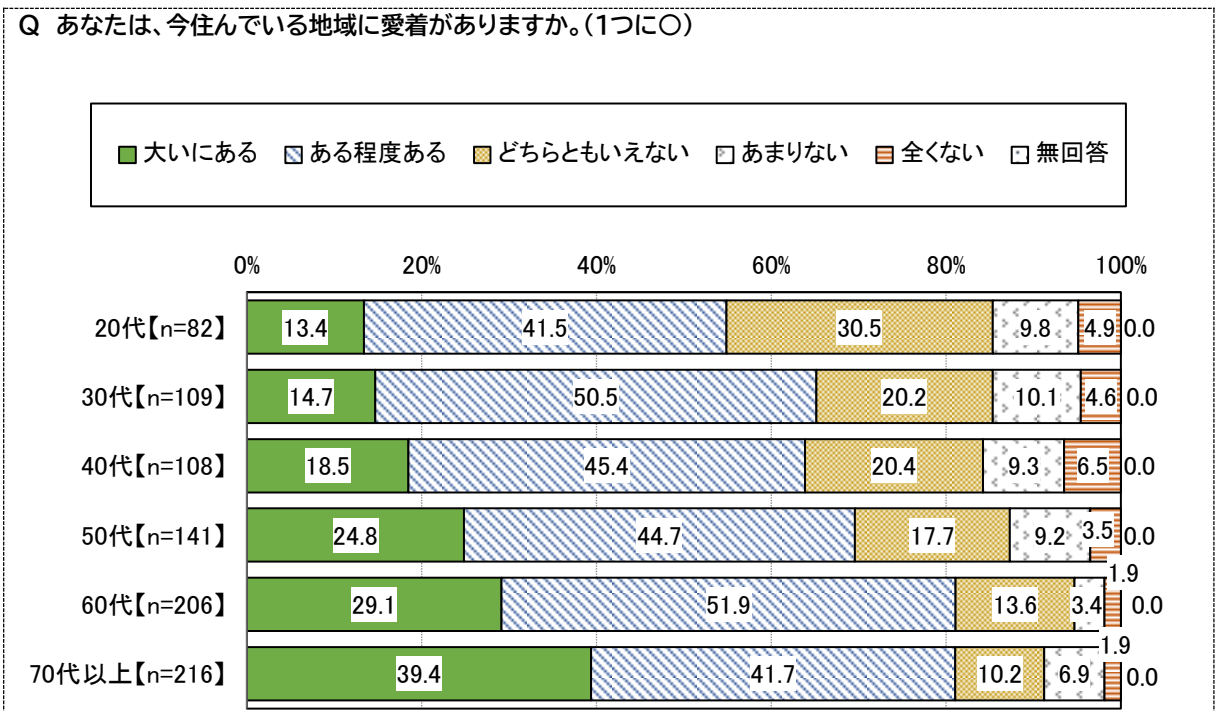
また、新型コロナウイルス感染症拡大により、地域との関わり合いの頻度が少なくなったと感じる人が多くなった今、子どもから高齢者まで、地域に住んでいるさまざまな人が世代を超えてふれあうことで、停滞している地域での活動が活性化し、地域のつながりが強まっていくことが期待されます。そのため、世代や国籍を超え、あらゆる町民が交流できる場の充実を図っていきます。

▶地域への愛着

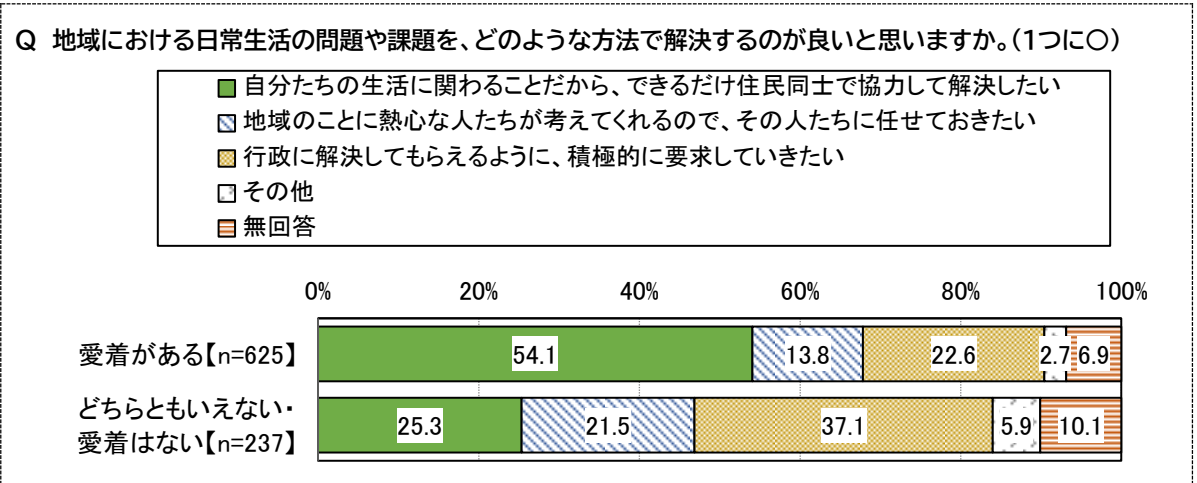
～地域に愛着があると回答した割合は、平成29年の調査と比較すると、
「大いにある」、「ある程度ある」が増加し、地域への愛着が高まっている～



～地域に愛着があると回答した割合は、
60代以上では80%以上と、高齢世代のほうが愛着は深い一方、20代では54.9%と低い～

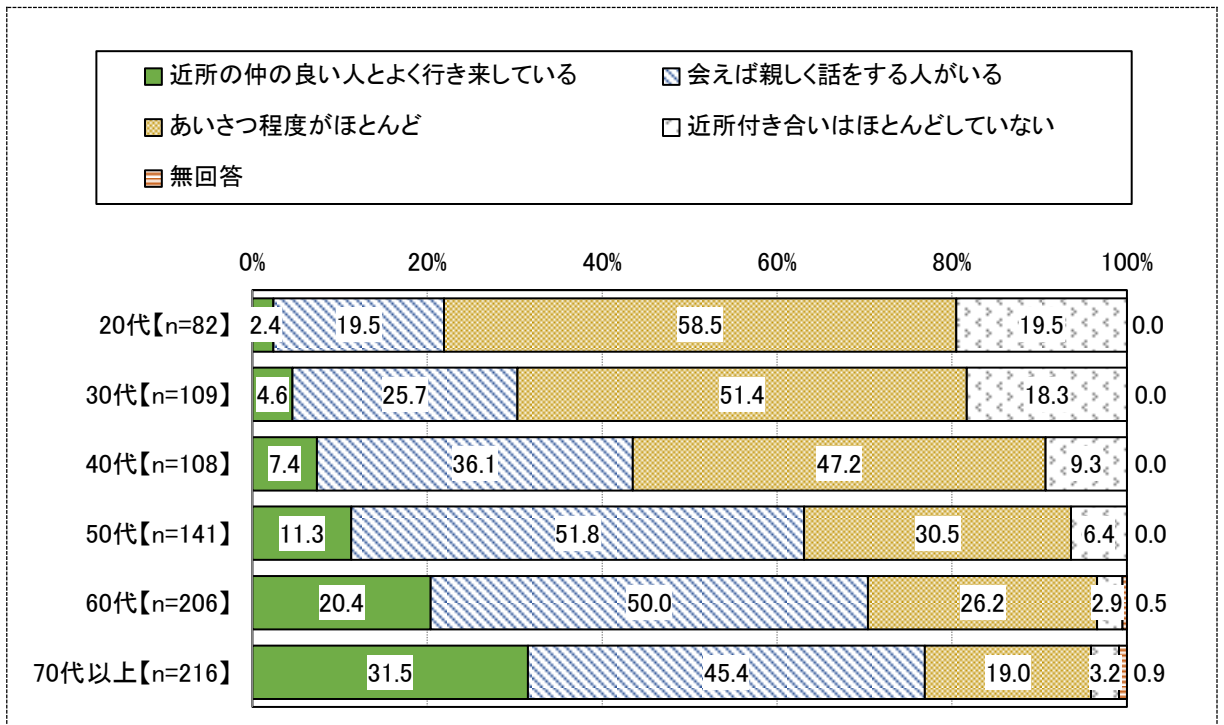


～地域に愛着がある人のほうが、生活課題の解決や周りの人の手助けに対して前向き～



▶近所付き合いの状況

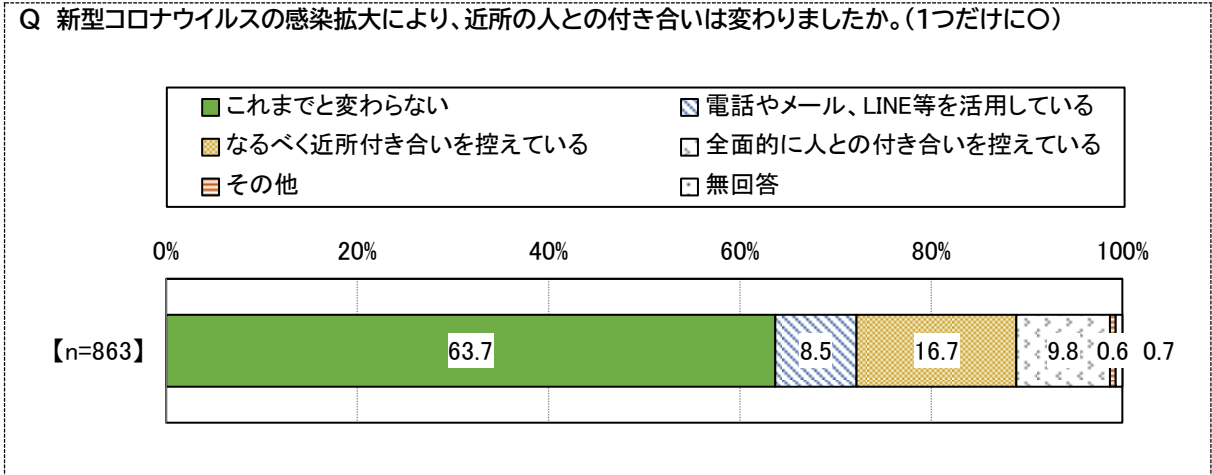
～年代別にみると、20代・30代では「あいさつ程度がほとんど」が約半数で、年代が上がるにつれて付き合いが活発になる傾向が特徴的～



▶新型コロナウイルスの感染拡大による近所付き合いの変化

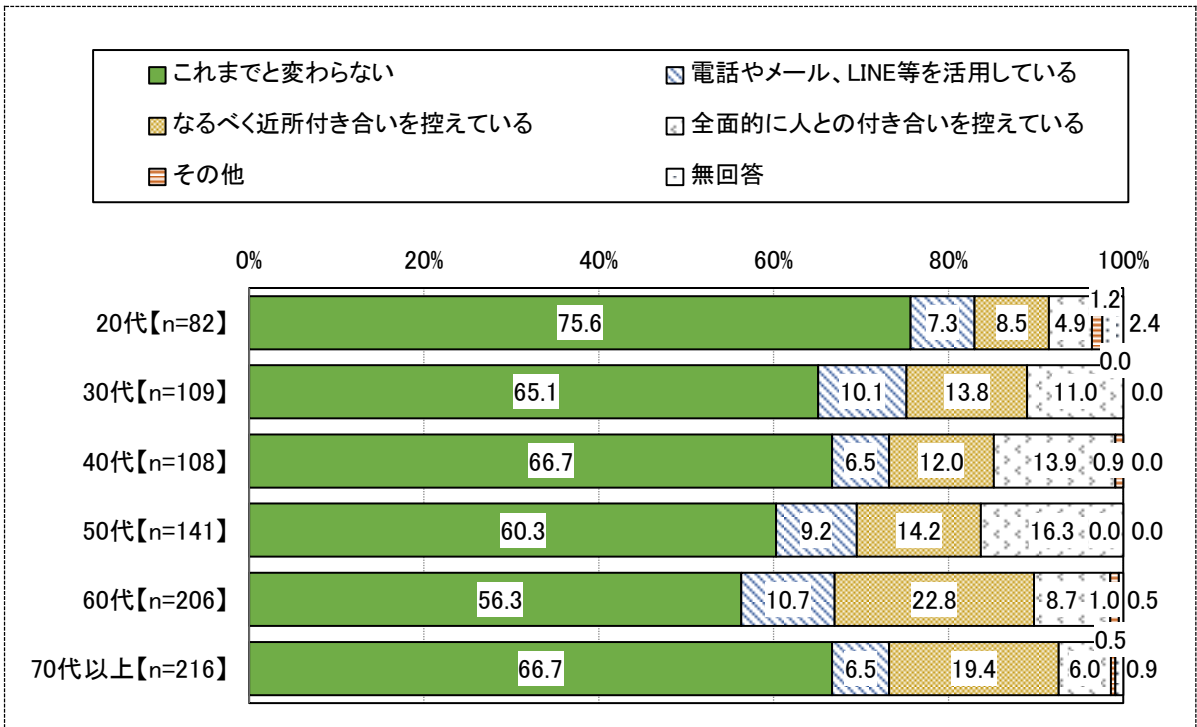
～「これまでと変わらない」が63.7%で最も多い一方で、

近所付き合いを控えている人は26.5%いた～



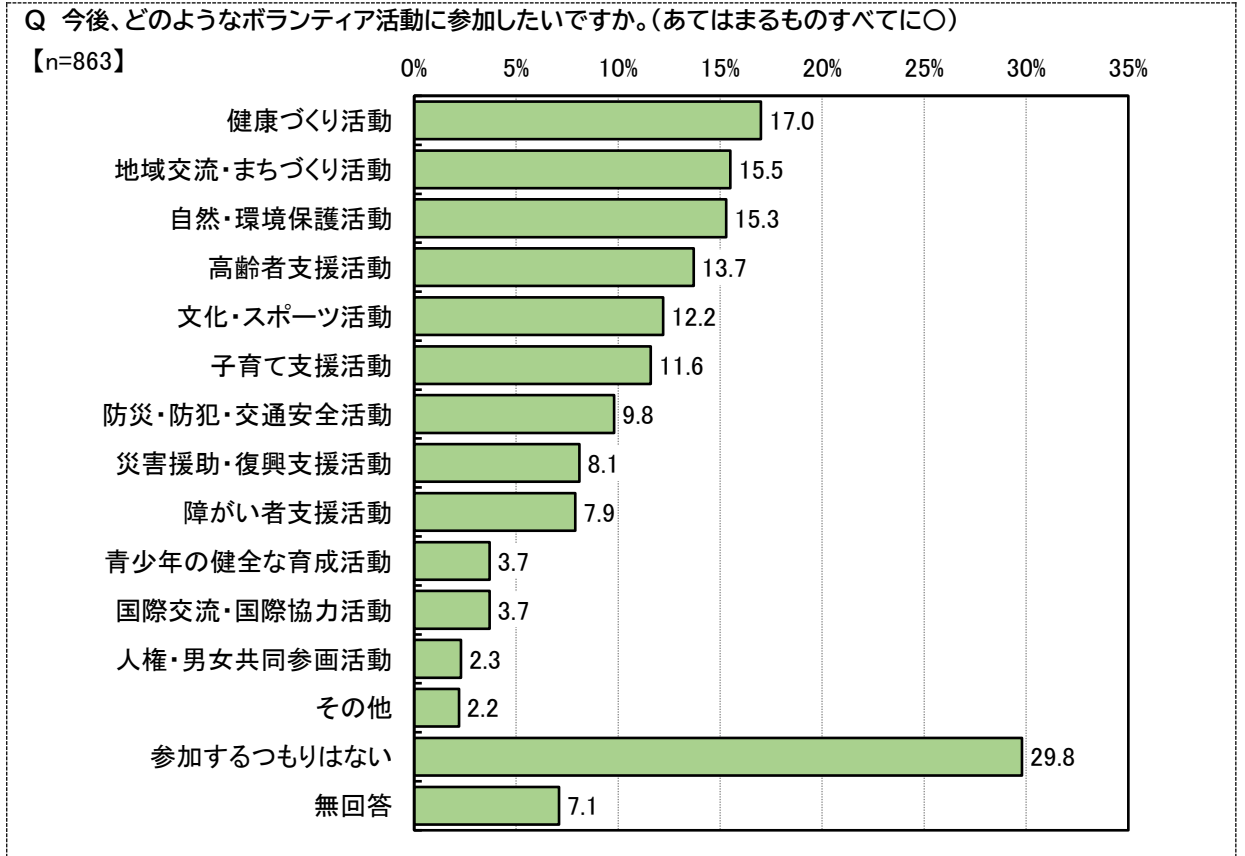
～「なるべく近所付き合いを控えている」は60代、70代以上で多く、

「全面的に人との付き合いを控えている」は40代、50代が多い傾向～



▶今後参加したいボランティア活動

～希望する活動内容として、「健康づくりに関する活動」、「地域交流・まちづくりに関する活動」、「自然・環境保護活動」、「高齢者支援に関する活動」などが比較的多い～



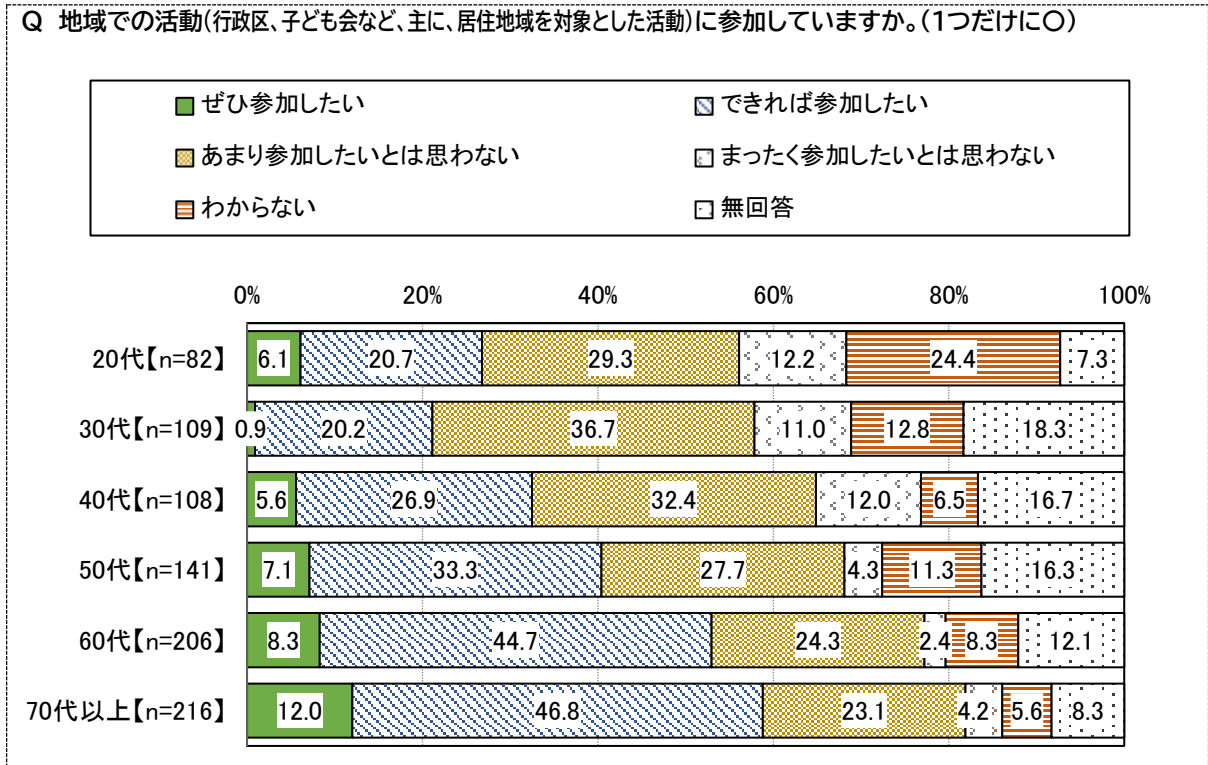
～20代は「文化・スポーツ活動」、30代は「子育て支援活動」、40代は「自然・環境保護活動」、50代は「地域交流・まちづくり活動」、60代、70代以上では「健康づくり活動」が上位～

	健康づくり活動	地域交流・まちづくり活動	自然・環境保護活動	高齢者支援活動	文化・スポーツ活動	子育て支援活動	防災・防犯・交通安全活動	災害援助・復興支援活動	障がい者支援活動	参加するつもりはない
20代【n=82】	4.9%	20.7%	15.9%	3.7%	24.4%	15.9%	4.9%	8.5%	11.0%	30.5%
30代【n=109】	8.3%	10.1%	11.9%	6.4%	8.3%	27.5%	5.5%	9.2%	6.4%	43.1%
40代【n=108】	16.7%	14.8%	19.4%	7.4%	13.0%	15.7%	10.2%	13.9%	8.3%	34.3%
50代【n=141】	11.3%	15.6%	7.8%	9.9%	14.9%	9.9%	8.5%	7.1%	4.3%	31.9%
60代【n=206】	20.4%	15.5%	18.9%	17.0%	9.7%	7.3%	13.6%	7.8%	10.7%	23.3%
70代以上【n=216】	26.9%	16.7%	16.2%	23.6%	9.7%	5.1%	11.1%	5.6%	6.9%	25.0%

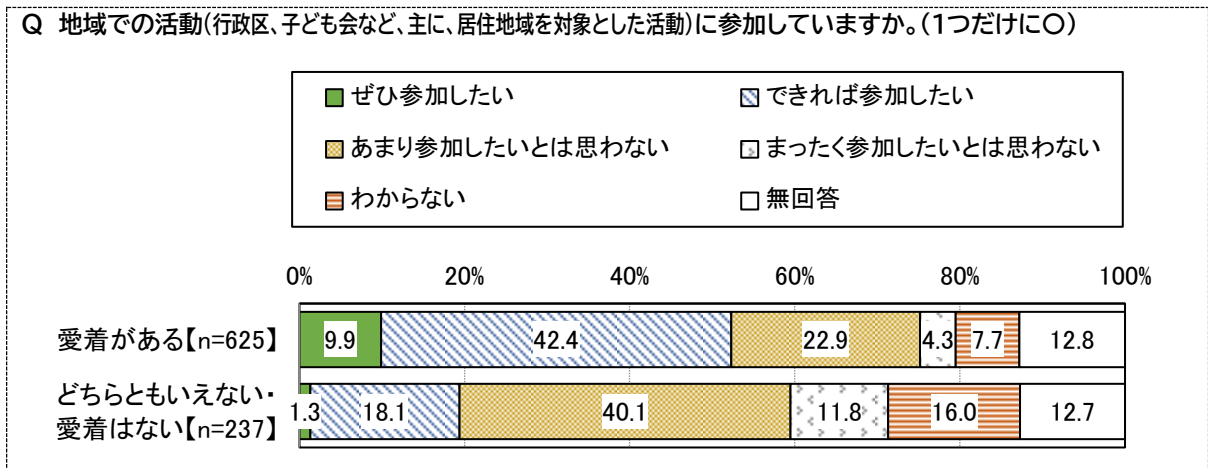
◎排他的回答(「ない」「わからない」など)以外の上位回答の中で、 :1位、 :2位 3位 で表示している。

▶地域活動の参加状況～

～地域活動の参加意向は年齢が上がるごとに参加したいという回答が高くなっている～



～地域に愛着がある人のほうが、地域活動への参加意向が高い～



取組方針1 地域への愛着と福祉に対する意識の向上

地域での支え合い、助け合いの意識を育むため、子どもの頃からの福祉教育や地域での様々な活動への参加・体験を通して、福祉意識の向上を推進します。

また、町民が生涯にわたって、福祉や地域福祉について学ぶ機会が得られるよう、各種講座等を開催します。

《自助》一人ひとりができること



内容

- 自分が住む地域の状況に関心を持ちます
- 日頃からのあいさつを心がけます
- 地域の文化や歴史、産業などに関心を持ちます
- 自分たちで住みよい地域にしていこうとする意識を持ちます
- 生活マナー（ごみ出し、ペットの糞、騒音等）の向上に努めます
- 行政区などの身近な地域の活動に積極的に参加します
- 福祉に対する理解を深めます
- 一人ひとりが福祉に関する勉強会や研修へ積極的に参加します
- 高齢者や障がい者と交流を行うなど、幼少期からの福祉教育に積極的に参加します
- 募金に協力します

《共助》みんなで協力してできること



内容

- 地域の中であいさつ・声かけを励行します
- 生活マナーの向上を呼びかけます
- 行政区や地域の活動に協力します
- 転入者や未加入者に対する行政区への加入を啓発します
- 自分の子や孫、地域の子どもなどに町の文化や歴史、産業などのことを伝えます

≪公助≫町(行政)が取り組むこと



1 行政区活動の支援

コミュニティの基礎的な単位である行政区への町民の加入を促進し、行政区活動を通じたコミュニティの充実を図ります。

①	行政区との連携・活動支援／コミュニティ推進協議会／行政区への加入促進	【秘書課】
---	------------------------------------	-------

2 町の歴史・文化等の振興

歴史や芸術・文化、農業などの町の特性にふれる機会の拡充を通じ、郷土への理解と愛着の形成を図ります。

①	文化協会の活動支援／祭りばやし連合会の活動支援	【生涯学習課】
②	歴史民俗資料館の運営	
③	農業体験学習(「総合的な学習の時間」)	【学校教育課】
④	食文化伝承の推進	【健康増進課】
⑤	地産地消の推進	【健康増進課】 【産業振興課】 【学校教育課】

3 福祉教育の推進

各小中学校における「総合的な学習の時間」の中での福祉体験学習や、人権教育、社会教育の充実、福祉講演会の開催などを通じて、町民の福祉に対する理解を深め、福祉教育を推進します。

①	総合的な学習における福祉体験学習	【学校教育課】
②	人権教育／社会教育の充実	【生涯学習課】
③	福祉講演会の開催／人権啓発活動	【福祉介護課】
④	夏休みチャレンジ講座／福祉体験講座／サンタクロース派遣事業	【社会福祉協議会】

取組方針2 地域福祉の担い手の育成

地域で発生した福祉ニーズとボランティアを結びつけるマッチング機能の向上を図るとともに、支援する役割を担っているコーディネーターや団体の活動支援のための専門研修会を開催し、地域福祉活動の活性化を目指します。

また、ボランティア活動・町民活動に参加しやすい環境をつくるため、子どもを対象としたボランティア体験をはじめ、各機関と連携し、町民活動のすそ野拡大に資するさまざまな事業を展開します。

《自助》一人ひとりができること



内容

- 地域活動(行政区の活動、清掃活動・クリーン作戦など)に積極的に参加します
- 子どものころから地域活動やボランティア活動を体験し地域に関心を持ちます
- 自分のできる範囲でボランティア活動に参加します
- 自分の知識や技術、趣味や経験を活かして、身近なことから始められる地域活動やボランティア活動に参加します

《共助》みんなで協力してできること



内容

- 地域活動(行政区の活動、清掃活動・クリーン作戦など)への参加を周囲に呼びかけます
- ボランティア活動に友人や知り合いを誘って参加し、活動の輪を広げます
- 若い人から高齢者まで誰もが参加しやすいような活動になるよう環境を整えます
- 団体間で情報共有を図り、活動の幅を広げたり、新たな活動を展開します

《公助》町(行政)が取り組むこと



1 地域活動のリーダーの育成

研修会などを開催し、活動のリーダーや参加者の資質の向上を支援するとともに、仲間づくりや活動の活性化を促進します。

①	行政区長研修／男女共同参画推進委員研修／多文化共生セミナー	【秘書課】
②	行政副区長研修	【環境対策課】
③	民生委員児童委員研修	【福祉介護課】
④	子ども会指導者研修	【生涯学習課】
⑤	食生活改善推進員研修	【健康増進課】
⑥	母子保健推進員研修	【こども家庭課】
⑦	介護支援専門員(ケアマネジャー)連絡協議会研修／生活支援コーディネーター研修	【福祉介護課】

2 ボランティアの育成と活動支援

ボランティアの育成と活動を促進し、地域の支え合いを推進します。町社会福祉協議会との情報共有・連携強化に努め、住民からのボランティア活動の問い合わせに際し、情報提供を行います。

①	多文化共生ボランティア	【秘書課】
②	あんしん高齢社会応援ボランティア養成講座／介護ボランティアポイント制度／シルバーリハビリ体操指導士会の活動支援／認知症サポーター養成講座	【福祉介護課】
③	ボランティアセンター(ボランティア登録)／ボランティア活動保険／スキルアップ手話講座(地域生活支援事業)／寄付金品の受入払出(善意銀行)	【社会福祉協議会】

3 関係団体の活動支援

地域福祉の担い手として期待される各種団体の活動支援を図ります。

①	行政区／コミュニティ推進協議会／男女共同参画推進委員会 八千代町国際交流 YIFA	【秘書課】
②	民生委員児童委員協議会／人権擁護委員協議会／赤十字奉仕団 社会を明るくする運動推進委員会／自立支援協議会	【福祉介護課】
③	女性団体連絡会／女性団体連合会／家庭教育推進協議会	【生涯学習課】
④	食生活改善推進協議会	【健康増進課】
⑤	母子保健推進員協議会／特別な支援を要する子を持つ親の会(ステップの会)	【こども家庭課】
⑥	生活支援体制整備協議会／サロン／シルバーリハビリ体操指導士会／介護 支援専門員(ケアマネジャー)連絡協議会／あんしん高齢社会応援ボラン ティア／キャラバンメイトの会／介護事業所連絡会	【福祉介護課】
⑦	ボランティア連絡協議会／老人クラブ連合会／身体障害者福祉協会／母子 寡婦福祉会	【社会福祉協議会】

取組方針3 地域における交流機会の充実

世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を確保し、健康づくりや生きがい、多世代交流、就労支援、子育て支援、障がい者支援、サロン等の多様な活動と人とをコーディネートすることにより、支え合いの地域づくりに取り組みます。

《自助》一人ひとりができること



内容

- 日頃から隣近所と交流します
- お祭りなどの地区行事に参加します
- 子ども会やサロン活動などに参加します
- 健康教室や介護予防教室などに積極的に参加します
- ウォーキングや自分にあった運動・スポーツに取り組みます
- 若い世代や転入者が地域行事などに参加しやすいよう配慮します

《共助》みんなで協力してできること



内容

- お祭りなどの地区行事の開催に協力します
- 子ども会やサロン活動の開催に協力します
- 地域のクリーン作戦などの清掃活動に参加し、きれいなまちづくりに協力します
- 地域にある公共施設を交流の場として有効に活用します

《公助》町(行政)が取り組むこと



1 地区行事・イベントの開催

各種行事やイベントの開催を通じて、地域のつながりと愛着の形成を促します。

また、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を確保し、多様な活動と人とをコーディネートすることにより、支え合いの地域づくりに取り組みます。

①	地区クリーン作戦／ビーチボールバレー大会／歩く会／防災講演会 男女共同参画講演会／にほんごおしゃべりサロン	【秘書課】
②	鬼怒川クリーン作戦	【都市建設課】
③	夏まつり	【産業振興課】
④	子ども会活動支援／秋まつり(生涯学習イベント)	【生涯学習課】
⑤	三世代交流事業／ふれあいいきいきサロン／敬老祝い品の贈呈／クリスマス料理配布事業／親子すこやか交流事業／福祉まつり	【社会福祉協議会】

2 公共施設の活用

町民の公共施設の利用を促進し、交流の場として有効活用を図ります。

①	中央公民館／図書館	【生涯学習課】
②	総合体育館／体育センター／八千代海洋センター町民公園／中結城地区公園	【スポーツ振興課】
③	八千代グリーンビレッジ(憩遊館)	【産業振興課】
④	農村環境改善センター	【産業振興課】

3 健康づくり・介護予防事業等の推進

年代に応じた保健事業を展開し、生涯を通じた健康づくりに対する町民の意識の啓発と取り組みを推進します。

①	成人保健事業(健康診査、保健指導、がん検診、健康教室、健康相談、体操教室、心の健康相談)	【健康増進課】
②	母子保健事業(妊産婦健診、訪問指導、乳幼児健診)	【こども家庭課】
③	歯科保健事業(乳幼児歯科健診、「8020 運動」、「6424 運動」)	【健康増進課】
④	高齢者交流サロン／オレンジカフェ／元気はつらつ健康塾／介護予防教室／認知力UP 教室／シルバーリハビリ体操教室	【福祉介護課】

4 生涯学習・スポーツ活動の推進

生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動の機会の提供を図ります。

①	社会教育団体の育成／元気っ子体験村事業(愛らんど八千代)	【生涯学習課】
②	スポーツ大会／スポーツ教室／スポーツ少年団	【スポーツ振興課】
③	こうみんかん講座／こうみんかん教室／いきいき教室(高齢者学級)／ふれあい教室(女性学級)／親子ふれあい教室	【生涯学習課】

基本目標2 包括的な支援体制づくり

■現状と課題■

本町では、町の各担当課の窓口のほか、地域包括支援センター、子育て世代包括支援センター、基幹相談支援センターなどの専門的な相談支援体制の充実を図るとともに、社会福祉協議会、医療機関、介護サービス事業者などとの連携のもと、必要な方に支援やサービスが適宜提供する体制の充実に努めています。

近年、少子高齢化の進行や晩婚化、出産年齢の上昇に伴い、いわゆる「8050 問題(80 代の高齢者が 50 代の社会的に孤立している子どもの生活を支える問題)」や「ダブルケア(同じ世帯で、中学生以下の子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態)」に代表されるような複数の問題を同時に抱える世帯が増加するなど、福祉に関するニーズは複雑化かつ多様化しています。

町民アンケート調査では、毎日の暮らしの中で、不安や悩みでは、「自分や家族の健康のこと」(60.4%)、「自分や家族の老後のこと」(52.3%)、「収入や生活費などの経済的なこと」(41.7%)が特に多く挙げられています。また、年代別でみると、上位回答の構成は共通しているなか、20 代、30 代では「収入や生活費などの経済的なこと」、40 代は「自分や家族の老後のこと」、50 代は同率で「自分や家族の老後のこと」と「自分や家族の健康のこと」、60 代、70 代以上では「自分や家族の健康のこと」がそれぞれ最も多くなるなど、年代によって違いがみられました。

また、町内にいる外国人人口も増加傾向にあり、外国人住民に対しても、地域の情報を提供し、交流を深めていくことにより孤立を防止につなげていく必要があります。

様々な問題にも対応するため、介護・障がい・子育てなどの各分野を包括的に支援する体制を整備していくなど、地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進していく必要があります。

■基本方針■

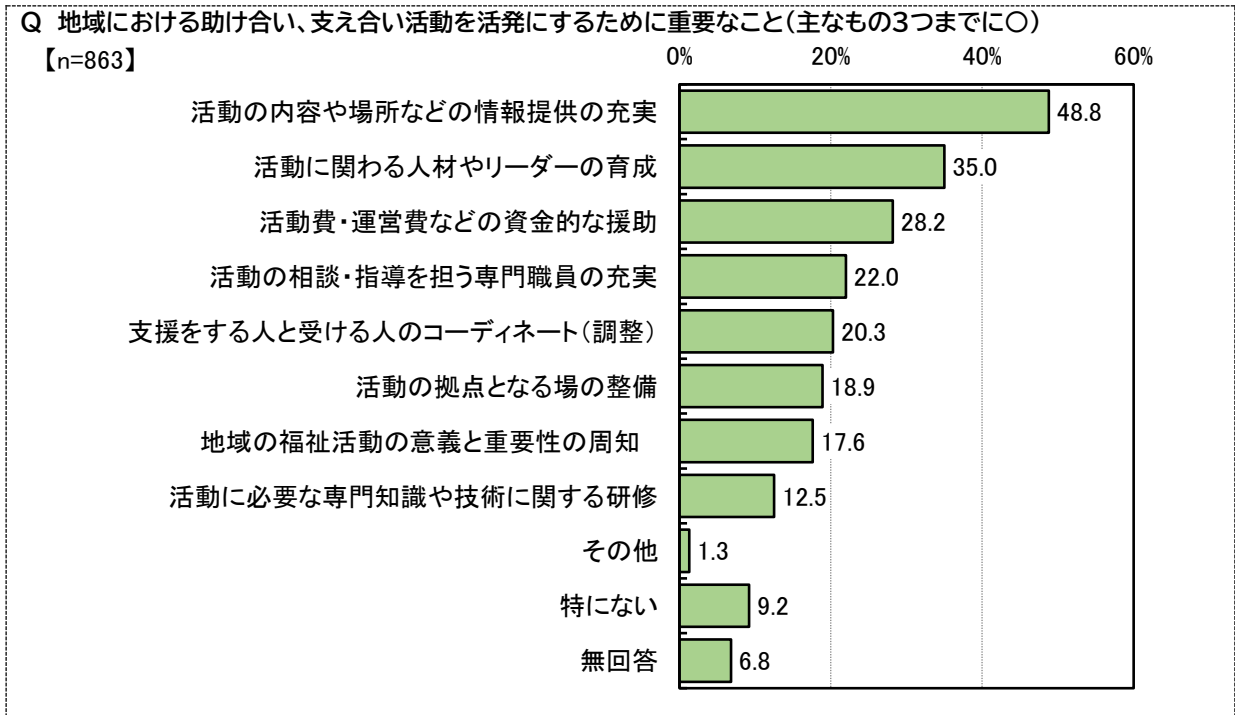
身近な地域における生活上のあらゆる相談に対応するとともに、支援が必要な場合には途切れることなく迅速に関係する機関につないでいく支援体制を推進します。

また、支援を必要とするすべての人が地域で安心して暮らすことができるよう、保健・医療・福祉の分野が相互に連携しながら支援を行うための体制づくりを推進します。

さらに、複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を推進するために、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に行うことができるように体制の整備に努めます。

▶地域における支え合いを活発化するために重要なこと

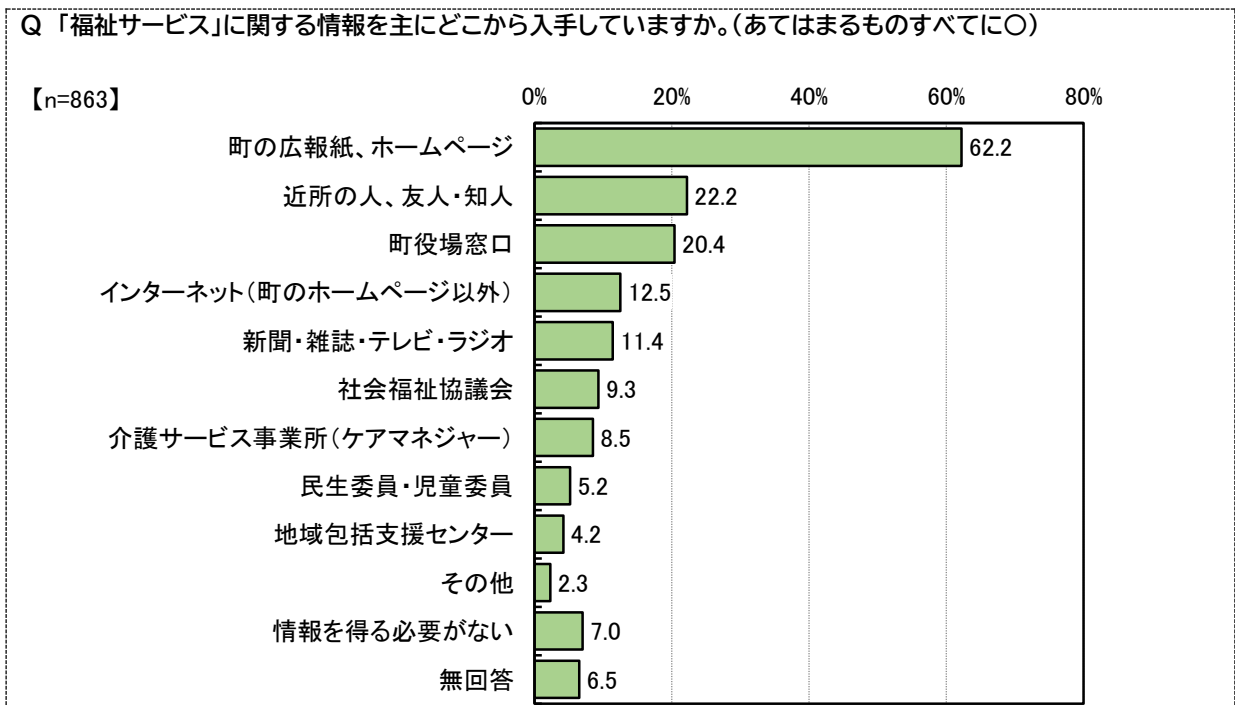
～地域活動の活発化のためには、「情報提供の充実」が強く求められている～



▶情報入手経路

～福祉サービスに関する情報入手経路として「町の広報紙、ホームページ」が62.2%

「近所の人、友人・知人」が22.2%、「町役場窓口」が20.4%と回答～

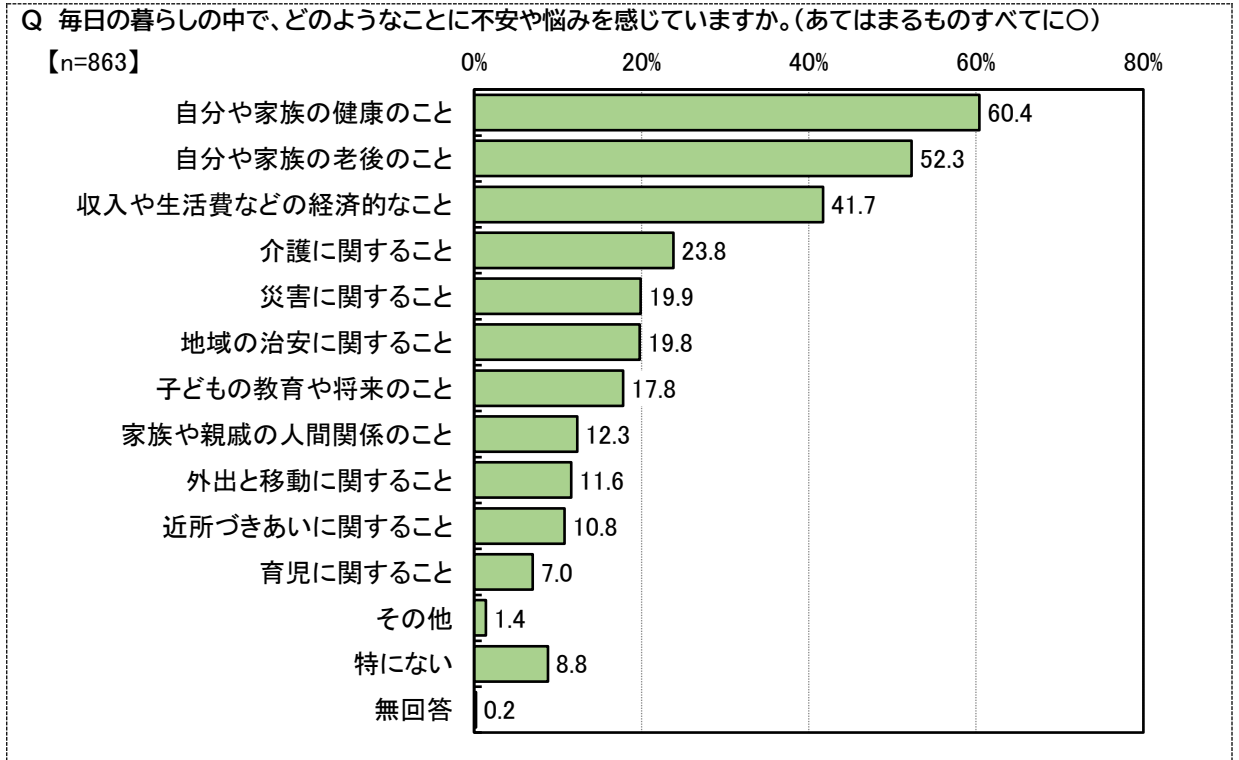


▶暮らしの中での不安や悩み

～暮らしの中での不安や悩みとして、

「自分や家族の健康のこと」が60.4%、「自分や家族の老後のこと」が52.3%、

「収入や生活費などの経済的なこと」が41.7%などの悩みが上位に挙げられている～



～年代別に見ると、上位回答の構成は共通しているが、年代によって違いがみられた～

	自分や家族の健康のこと	自分や家族の老後のこと	収入や生活費などの経済的なこと	介護に関すること	災害に関すること	地域の治安に関すること	子どもの教育や将来のこと	家族や親戚の人間関係のこと	外出と移動に関すること
20代【n=82】	47.6%	30.5%	52.4%	7.3%	15.9%	24.4%	18.3%	12.2%	15.9%
30代【n=109】	54.1%	45.9%	55.0%	13.8%	18.3%	22.0%	38.5%	15.6%	9.2%
40代【n=108】	51.9%	52.8%	49.1%	20.4%	16.7%	22.2%	38.0%	9.3%	11.1%
50代【n=141】	57.4%	57.4%	44.0%	25.5%	17.7%	16.3%	24.1%	13.5%	9.9%
60代【n=206】	64.1%	63.1%	37.9%	31.6%	26.2%	20.4%	8.3%	11.2%	10.2%
70代以上【n=216】	71.3%	50.0%	29.6%	28.2%	19.4%	17.6%	2.3%	12.5%	13.9%

◎排他的回答(「ない」「わからない」など)以外の上位回答の中で、 :1位、 :2位 3位 で表示している。

取組方針1 相談支援体制と情報提供の充実

身近な地域における生活上のあらゆる相談に対応するとともに、支援が必要な場合には、途切れることなく迅速に関係する機関につないでいく支援体制を推進します。

また、支援を必要とするすべての人が地域で安心して暮らすことができるよう、保健・医療・福祉の分野が相互に連携しながら支援を行うための体制づくりを推進します。

さらに、複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備に努めます。

《自助》一人ひとりができること



内容

- 身近な地域の情報発信(口コミ、インターネットなど)に努めます
- 広報紙やホームページ、回覧などに目を通すように心がけます
- 日頃から近所付き合いを深め、身近に相談相手を見つけておきます
- 民生委員・児童委員の役割を理解します
- 地域の担当民生委員・児童委員の名前を広報紙等で把握します
- 町や社会福祉協議会、事業所の相談窓口を必要に応じて活用します
- 生活困窮者を見つけたら役場に連絡します(行政の専門機関につなげます)

《共助》みんなで協力してできること



内容

- 必要とする情報が取得できない・しにくい人がいたら支援します
- 地域で孤立気味の人・家庭には話しかけ、情報を伝えたり相談にのります
- 必要な支援に結びついていない人がいたら相談機関につなぎます

《公助》町(行政)が取り組むこと



1 相談支援体制の充実(重層的支援体制整備)

高齢、障がい、子ども、生活困窮の分野の既存の相談支援機関が地域の様々な関係機関と連携を図りながら、相談者の世代や属性を超えた包括的な相談支援を実施します。

また、外国人等への情報提供・相談窓口を多言語で一元的に行う相談窓口を実施します。

①	窓口における相談対応	【関係各課】
②	子育てに関する相談支援	【こども家庭課】
③	地域包括支援センターにおける相談支援	【福祉介護課】
④	健康相談／保健センターにおける相談支援	【健康増進課】
⑤	心配ごと相談事業	【社会福祉協議会】
⑥	基幹相談支援センターにおける相談支援	【福祉介護課】
⑦	成年後見制度に関する相談支援	【福祉介護課】
⑧	教育支援センター「けやきの家」における不登校児童生徒の相談支援	【学校教育課】

2 情報発信・広報の方法・媒体等の充実

各種媒体を活用しながら、福祉に関する情報提供の充実に努めるとともに、コミュニケーション支援を図ります。

①	広報やちよ／ホームページ／SNS／アプリ(八千代アプリ)	【秘書課】
②	福祉ガイドブック／やちよ障がい福祉ナビ／民生委員・児童委員などを通じた福祉情報の提供	【福祉介護課】
③	障がい者の意思疎通支援事業	
④	やちよ子育てナビ	【こども家庭課】
⑤	社協だより／ボランティア広場／視覚障がい者への「声の広報やちよ」	【社会福祉協議会】

3 生活困窮者等の支援

福祉介護課が中心となり、全庁の連携体制のもと、生活困窮者の把握に努め、生活困窮者自立支援法に基づく相談支援・就労支援・給付金の支給等の適切な支援につなげます。

①	生活困窮世帯の把握／相談支援／就労支援／自立相談支援事業／住居確保給付金／生活困窮世帯子どもの学習支援	【福祉介護課】
②	就学に必要な経費の援助(就学援助費)	【学校教育課】
③	生活福祉資金貸付／小口資金の貸付／食糧支援	【社会福祉協議会】
④	ひとり親支援	【こども家庭課】

4 人権・命を守る取り組み

関係機関の連携のもと、虐待事例の早期発見・早期対応による適切な保護を図ります。

また、自殺予防の啓発と対策を推進します。

①	要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)／自殺対策の推進(計画策定)／自殺予防ゲートキーパーの周知／高齢者の権利擁護事業	【こども家庭課】 【福祉介護課】
②	日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)	【社会福祉協議会】

取組方針2 福祉サービスを総合的に提供する仕組みの充実

地域住民が安心して生活できるよう、子育て支援、高齢福祉、障がい福祉等の各方面において、各種福祉サービスの充実を図ることが重要です。

福祉・保健・医療・介護等の関係機関との連携のもと、高齢者や障がいのある人など支援の必要な方々に対してサービスを総合的に提供できる仕組みを充実させていく必要があります。

《自助》一人ひとりができること



内容

- 日頃から福祉に関する制度やサービスに関心を持ちます
- 福祉・保健・医療・介護の各機関の情報に常に関心を持ちます
- 高齢者や障がいのある人が働きやすい環境をつくるために配慮します
- 子どもや高齢者や障がいのある人などの虐待を発見したら通報します
- 公共交通機関を積極的に利用します
- 成年後見制度などの権利擁護について理解を深めます
- 日常的に移動交通手段の確保に努めます

《共助》みんなで協力してできること



内容

- 高齢者や障がいのある人が暮らしやすい環境をつくります
- 高齢者や障がいのある人が働きやすい環境をつくるために配慮します
- 必要なサービスの利用に結びついていない人がいたら支援します
- 交通手段がない近所の高齢者等に対して、できる範囲で同乗などを協力します

《公助》町(行政)が取り組むこと



1 子ども・子育て支援の充実

子どもの育ちと子育てを支援するため、保育や幼児期の教育の確保を図るとともに、子どもや親子同士が気軽に交流できるような交流の場や機会の提供を行います。

また、ひとり親家庭に対しては、関係機関やハローワークなどとの連携を図り、就労支援や経済的な援助などの自立に向けたサポートを行います。

①	幼児期の教育・保育の確保／子ども・子育て支援事業／子育て支援センター／ひとり親家庭支援施策の紹介(母子自立支援プログラム・母子福祉資金貸付・母子父子自立支援員)	【こども家庭課】
②	こあらキッズ／ほっとスペース／地域子ども教室事業	【生涯学習課】
③	発達支援事業／ことばと遊び／すくすく発達相談／個別療育事業／親の会支援	【こども家庭課】
④	在宅福祉サービス(子育てサポート)／入学祝品配付事業	【社会福祉協議会】

2 高齢者を支える地域包括ケアシステムの充実

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせる支援体制づくりを推進します。

①	介護サービス基盤整備／高齢者福祉サービス／介護予防・日常生活支援総合事業／介護予防ケアマネジメント／成年後見制度利用支援生活支援体制整備事業	【福祉介護課】
②	在宅福祉サービス(高齢者等)／歳末たすけあい配分事業／寝たきり高齢者等への理髪料助成)／指定居宅介護支援事業(ケアマネジメント)	【社会福祉協議会】

3 障がい者の福祉の充実

障がいのある人や子ども、難病の人などが、地域における自立した生活を支援できるよう、サービスや支援の充実を図ります。

①	障がい福祉サービス／障害児通所支援／地域生活支援事業(相談支援事業、意思疎通支援事業、成年後見制度利用支援、日常生活用具給付等事業・移動支援事業)／基幹相談支援センター	【福祉介護課】
---	--	---------

4 交通環境の充実と移動支援

地域における交通環境の充実を図るとともに、障がいなどにより日常の外出が困難な方に対する移動支援を図ります。

①	デマンド交通	【まちづくり推進課】
②	福祉タクシー利用料金助成事業／運転免許返納自主返納支援事業	【福祉介護課】
③	福祉機器等の貸出(福祉車両・福祉用具)	【福祉介護課】 【社会福祉協議会】

基本目標3 安心して暮らせるまちづくり

■現状と課題■

本町では、地域において、子どもの見守り活動や自主防災組織の結成などの防犯・防災活動が開かれています。

また、日頃からの見守りにおいて、支援を要する高齢者・障がい者等に対して、見守り支援を行うための避難行動要支援者の名簿を作成し、各地区の実情に応じて見守りを行い、災害時の支援体制の確立に向けた活動にも活用しています。安全・安心に暮らせる地域づくりのためには、実施団体の拡充や町内全域への展開に向けた啓発など、共助の活動をさらに広げていくことが重要です。

町民アンケート調査では、『重要度が高くて、協力もしやすい』のは、前回同様、「災害・緊急時の手助け」「安否確認の声かけ・見守り」、「話相手」という結果が出ており、地域住民に積極的に担ってもらうべき取り組み内容として整理できます。

一方で自主防災組織に『入っている割合』が 8.0%、防災訓練に『参加している割合』は 14.5%と依然として低く課題と言えます。

また、災害時に住民同士が協力し合うために必要なことでは、20代、70代以上では「災害時に自力で避難することが困難な人の支援計画を地域のみinnで考える」、30代は同率で「常日ごろから住民同士が情報交換をする」、「福祉サービス事業者や行政との連携」、40代～60代では「常日ごろから住民同士が情報交換をする」など年代によって、傾向が異なります。

今後は、避難行動要支援者の登録者数の増大が見込まれるとともに支援者側の負担が増大することが懸念されるため、地域における支援団体の拡充及び支援体制のさらなる構築が求められます。

また、新型コロナウイルスの世界的大流行を踏まえ、感染防止対策の徹底をはじめ、安全・安心な生活を送ることができる環境づくりに取り組む必要があります。

■基本方針■

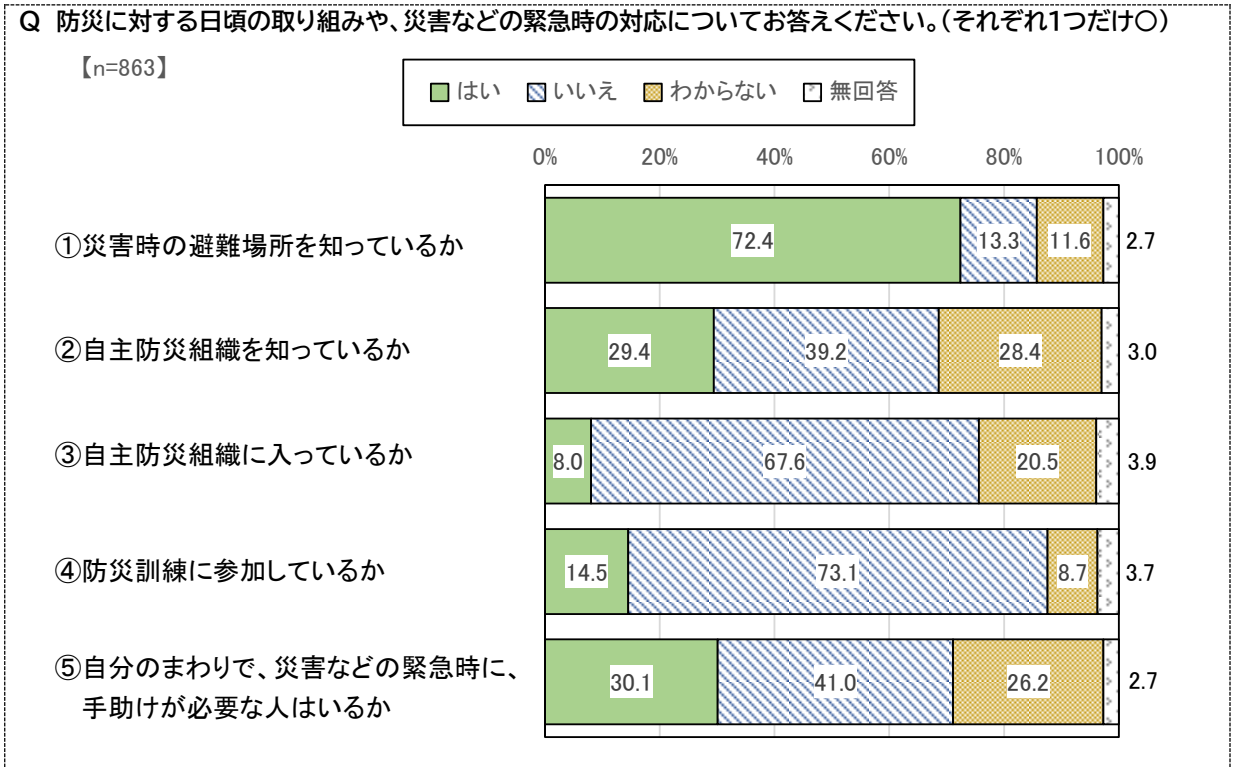
地域防災計画に基づき、地域における防災対策及び災害時支援体制の充実を図ります。

地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、福祉サービス事業所などとの連携のもと、高齢者や障がい者など災害時に配慮が必要な人の安否確認と避難行動の支援ができる体制の充実を図ります。

また、防犯ボランティアの組織の強化、育成を図り、地域住民との協力体制を確立するなど、安全で安心なまちづくりを推進します。

▶防災や災害時対応の取り組み

～自主防災組織に「入っている割合」が8.0%、防災訓練に「参加している割合」は14.5%と
依然として改善の余地あり～



～年代別にみると、上位回答の構成は共通しているが、年代によって違いがみられた～

Q 災害時に住民同士が協力し合うためには、どのようなことが必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

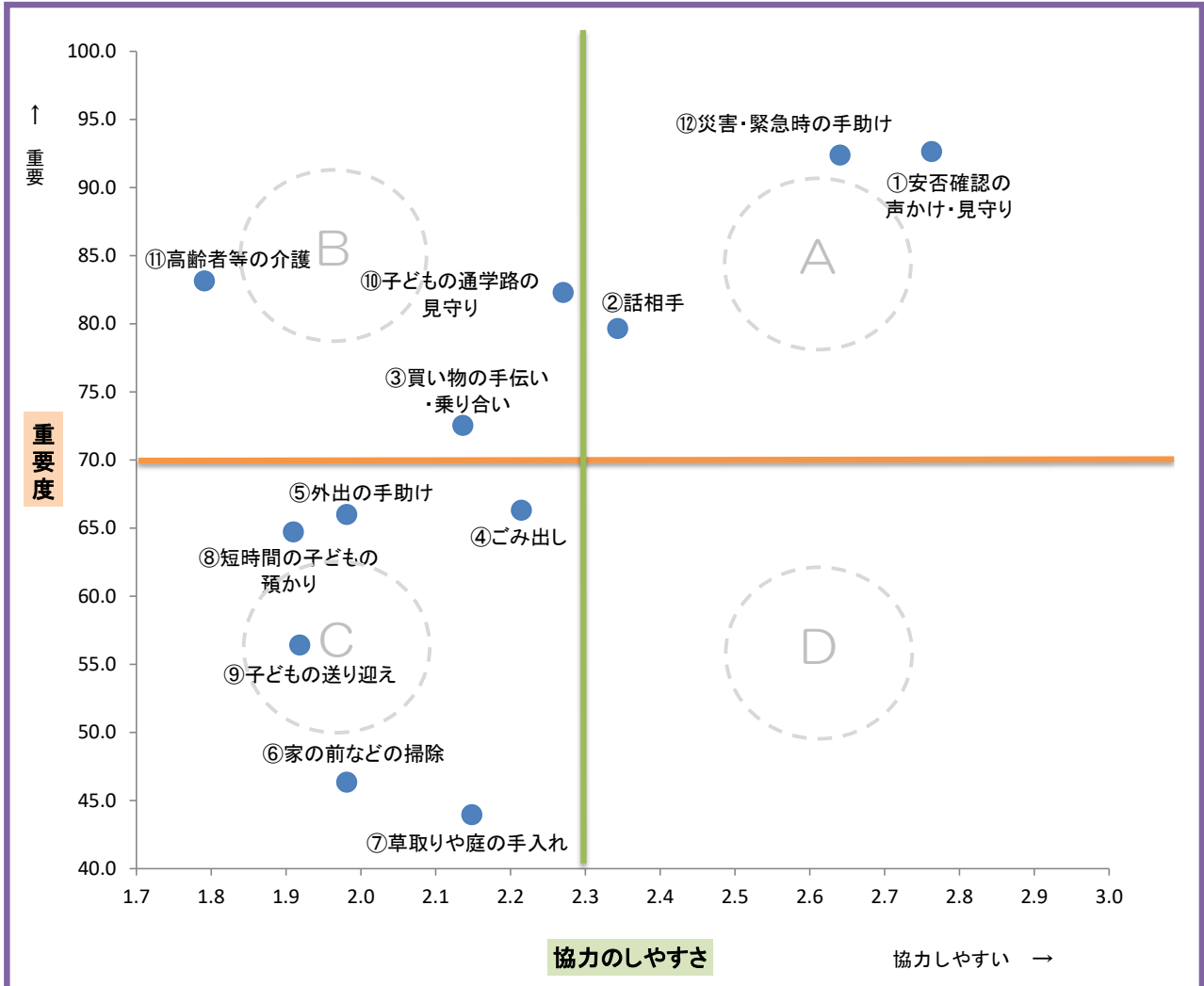
	常日ごろから住民同士が情報交換をする	災害時に自力で避難することが困難な人の支援計画を地域のみんなで考える	地域での自主防災組織づくり	福祉サービス事業者や行政との連携	地域での定期的な防災訓練	地域での勉強会	特にない	その他	無回答
20代【n=82】	20.7%	24.4%	6.1%	20.7%	17.1%	3.7%	14.6%	0.0%	1.2%
30代【n=109】	22.0%	20.2%	14.7%	22.0%	8.3%	1.8%	15.6%	0.9%	1.8%
40代【n=108】	25.0%	21.3%	13.0%	19.4%	13.9%	8.3%	11.1%	0.9%	0.9%
50代【n=141】	29.8%	24.8%	13.5%	14.9%	8.5%	2.8%	9.2%	0.0%	2.8%
60代【n=206】	25.2%	19.4%	16.5%	10.2%	12.6%	3.9%	11.7%	1.0%	3.4%
70代以上【n=216】	24.1%	28.7%	14.8%	6.5%	13.9%	6.9%	8.3%	0.5%	2.8%

▶住民支援の「重要度」と「協力のしやすさ」

～『重要度が高く、協力もしやすい』のは、

「災害・緊急時の手助け」「安否確認の声かけ・見守り」「話相手」(Aゾーン=グラフ右上)～

八千代町地域福祉アンケート調査の結果から、「重要度」を縦軸、「協力のしやすさ」を横軸とした座標軸を設定し、「重要度」と「協力のしやすさ」の関係を散布図として表しました。



資料:八千代町地域福祉アンケート調査

●縦軸 = 重要度 (%)

「重要である」もしくは「どちらかといえば重要である」の『回答割合』を施策の重要度とみなした。なお、「わからない」は集計から除いた。

●横軸 = 協力のしやすさ(点)

回答項目ごとに既定の点数を配点し、『平均点数』を集計した。「日常的に手助けできる」=4点、「都合が合えば手助けできる」=3点、「手助けするのはやや難しい」=2点、「自分には手助けできない」=1点と配点して、なお、「わからない」には加点せず集計から除いた。

取組方針1 日常的な見守りと防犯活動の推進

地域の中で誰もが安心して暮らせるよう、単身世帯の急病などの異常を察知したり、犯罪や事故を未然に防げるよう、見守りやパトロールをふだんから行う地域ぐるみの見守り・防犯体制づくりが大切です。

《自助》一人ひとりができること



内容

- 近所の人や離れて生活している家族などと定期的に連絡をとります
- お金を振り込む際は二重電話詐欺などに注意し、再度確認します
- 自分たちで住みよい・安全な地域にしていこうとする意識を持ちます
- 「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を育み、地域での自主防災訓練などに積極的に参加します
- 日頃から防犯意識を高めます
- 「こども 110 番の家」の登録に協力します

《共助》みんなで協力してできること



内容

- 消費者被害などに遭わないよう、地域で情報を共有します
- 近所での声かけや見守りを行い、異常等があった場合には適宜連絡します
- ひとり暮らし高齢者等の様子を気に向け、異常等があった場合には適宜連絡します
- 地域の安全パトロールなどの防犯対策に協力します
- 子どもの登下校の見守り活動を行います

≪公助≫町(行政)が取り組むこと



1 防犯・交通安全対策の推進

地域における防犯対策や交通安全対策を推進するとともに、住民意識の向上に向けた注意喚起及び啓発活動を推進します。

①	防犯対策事業／犯罪被害者支援	【消防交通課】
②	消費者被害防止対策	【産業振興課】
③	登下校の見守り／防犯パトロール活動の支援／子どもを守る110番の家	【学校教育課】
④	交通安全運動／交通安全教室／交通安全施設整備	【消防交通課】

2 見守り・安否確認活動の推進

民生委員、ボランティアや民間事業者等の協力を得ながら、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などの、見守りと安否確認活動を推進します。

①	ひとり暮らし高齢者「愛の定期便」／民間事業者との「見守りネットワーク協定」の締結	【福祉介護課】
②	民生委員の見守り活動支援	【福祉介護課】
③	ご近所声かけ隊事業／ひとり暮らし高齢者友愛訪問事業	【社会福祉協議会】

取組方針2 災害などの緊急時の助け合い

地域防災計画に基づき、防災訓練をはじめ、自主防災組織の育成や活動支援など総合的な防災対策を推進する必要があります。さらに、災害時における避難行動要支援者の把握に努めるとともに、関係機関と情報の共有を図るなど、支援体制を整えることが大切です。

また、災害時のみならず、急病などの緊急時の支援体制を確保する必要もあります。

《自助》一人ひとりができること



内容

- 日ごろから防災意識を高め、避難場所や避難経路を確認します
- 防災グッズや食料・飲料水を準備します
- 助けが必要な人は事前に周りや行政に自分の情報を伝えておきます
- 支援者として活動できるよう、日頃から近所との交流を深めます
- 災害ボランティアに登録します

《共助》みんなで協力してできること



内容

- 防災訓練などに参加して災害時に備えます
- 地域の自主防災組織の体制づくりに積極的に参加します
- 個人情報に配慮しながら、地域の要配慮者の把握と情報の共有に努めます
- 地域の要配慮者に対する援助はできる限り協力します

≪公助≫町(行政)が取り組むこと



1 地域防災体制の充実

八千代町地域防災計画に基づき、地域における防災対策及び災害時支援体制の充実を図ります。

①	自主防災組織の育成／防災施設の整備充実	【消防交通課】
②	防災・災害対応訓練	
③	災害ボランティアのマネジメント	【社会福祉協議会】

2 避難行動要支援者の支援体制の充実

地域住民、民生委員、福祉サービス事業所などとの連携のもと、高齢者や障がい者など災害時に配慮が必要な人の安否確認と避難行動の支援ができる体制の充実を図ります。

①	避難行動要支援者名簿の整備／地域の避難支援等関係者間での情報共有	【福祉介護課】
②	福祉避難所の確保	【消防交通課】

3 緊急時連絡・通報体制の整備

ひとり暮らし高齢者や障がいのある人などについて、急病などの緊急時の連絡・通報体制の整備を図ります。

①	民生委員活動の支援	【福祉介護課】
②	救急医療情報キットの配付／緊急通報システム設置	【福祉介護課】

個別計画 第2次成年後見制度利用促進計画

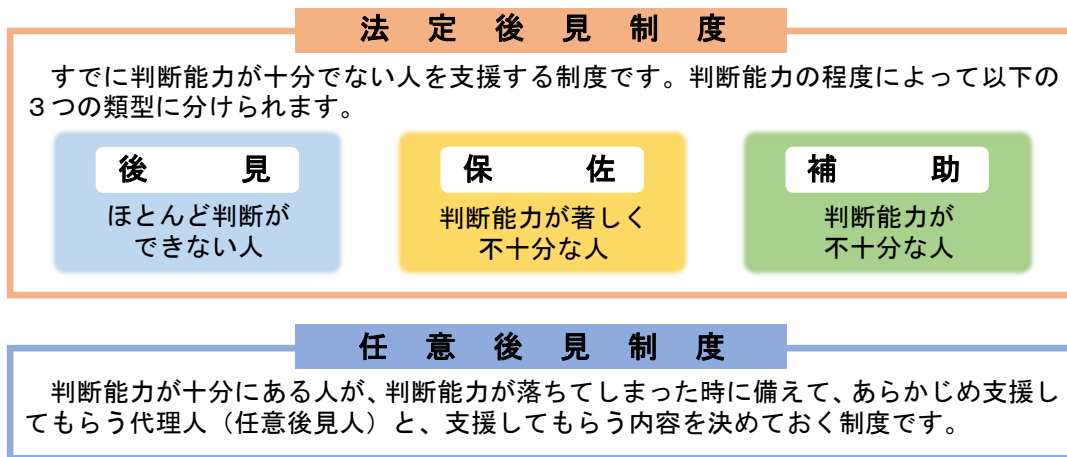
1 成年後見制度とは

(1)成年後見制度の概要

成年後見制度とは認知症や知的障がい、精神障がい等により、判断能力が不十分な方の財産や権利を守るための制度です。家庭裁判所に選任された「成年後見人」が、本人に代わり生活全般にかかる必要な意思決定を支援し、本人が不利益を受けないようにします。

(2)成年後見制度の種類

成年後見制度は大きく分けて「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。



(3)成年後見人の役割

成年後見人の役割は大きく分けて「財産の適切な管理」と「日常生活の支援」の2つがあります。



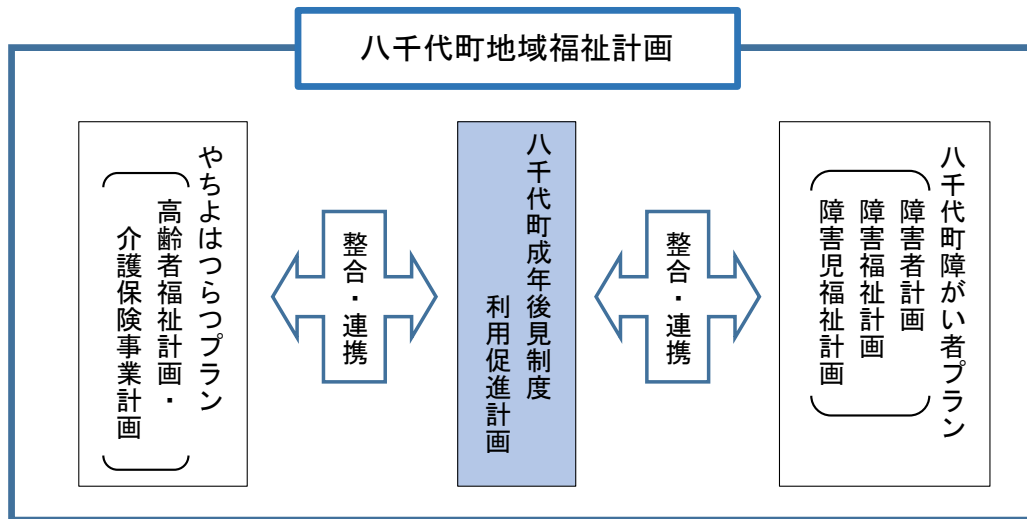
2 計画の位置づけ・期間

(1) 計画の根拠

当計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づき、国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案しながら、八千代町における成年後見制度の利用促進に向けた取り組みの方向性を明らかにするために策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

当計画は、八千代町地域福祉計画を上位計画とし、やちよはつらつプラン、八千代町障がい者プランとの整合・連携を図ります。



(3) 計画の期間

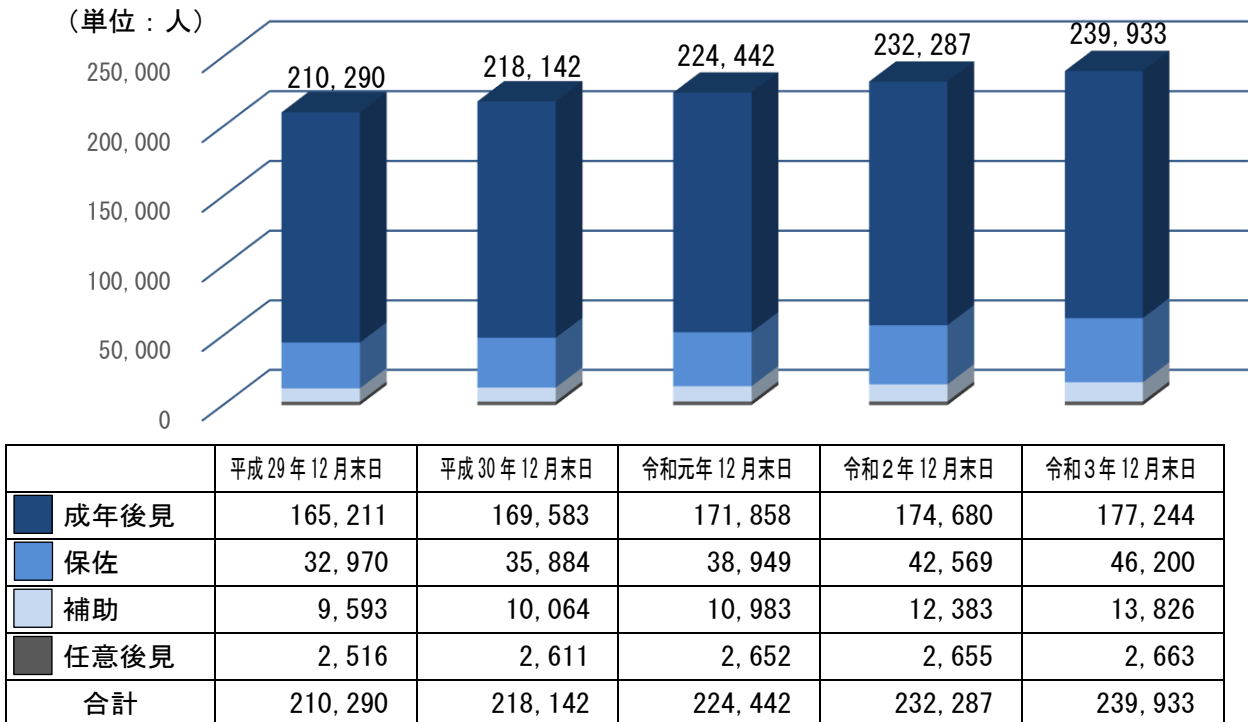
当計画の期間は、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5か年です。

令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度	令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	令和9年度 2027年度
地域福祉計画		第2次地域福祉計画 (第2次成年後見制度利用促進計画)				
成年後見制度利用促進計画						

3 成年後見制度の利用状況

(1) 全国の成年後見制度の利用状況

厚生労働省が公表している資料によると、全国で成年後見制度の各類型における利用者数はいずれも増加傾向にあります。令和3年12月末時点の利用者数については、成年後見の割合が約73.9%、保佐の割合が約19.3%、補助の割合が約5.8%、任意後見の割合が約1.1%となっています。



出典：厚生労働省

(2) 八千代町の成年後見制度の利用状況

水戸家庭裁判所が公表している資料によると、八千代町における成年後見制度の利用者は37人となっています。類型別にみると、成年後見が33人、保佐が4人となっており、全国の状況と同じく成年後見類型が最も多くなっています。

八千代町において、成年後見制度の利用が必要と思われる認知症を有する人及び一定の障害を有する人の総定数は667人（令和4年（2022年）3月末時点）であり、実際に利用されている人は約5.5%となっています。多くの方が成年後見制度の利用につながっていないことが課題となっています。

■ 八千代町における成年後見制度の利用状況

成年後見	保佐	補助	任意後見	合計
33人	4人	0人	0人	37人

出典：令和4年（2022年）10月1日 水戸家庭裁判所報告

4 成年後見制度利用促進のための具体的な取組

取組方針1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化

認知症、知的障がい、精神障がい等により、判断能力が衰えた方や将来の判断能力の低下に不安を抱く方のために、本人の親族や司法・医療・福祉などの専門職団体、地域の関係機関などが連携するネットワークを強化し、本人及び後見人等を支援する体制を整備します。

1 中核機関・地域連携ネットワークの機能強化

町の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能を強化するため、その中心的な役割を担う中核機関を、八千代町保健福祉部内に設置しました。

また、本人や、本人を支える親族等に必要な支援を行えるよう、法律・福祉の専門職団体や関係機関が相互に連携し、協議していく場である協議会を、近隣の境町・五霞町と連携し、「境・八千代・五霞権利擁護地域連携ネットワーク協議会」として広域で設置しました。

中核機関では、①広報、②相談の機能を優先的に整備していきます。また、本人にとって望ましい後見人等が選任されるような、③受任者調整(マッチング)支援や、意思決定支援や身上保護を重視した後見等活動が円滑に行われるような、④後見人支援に関しては、今後地域連携ネットワークの中で協議を進めていきます。

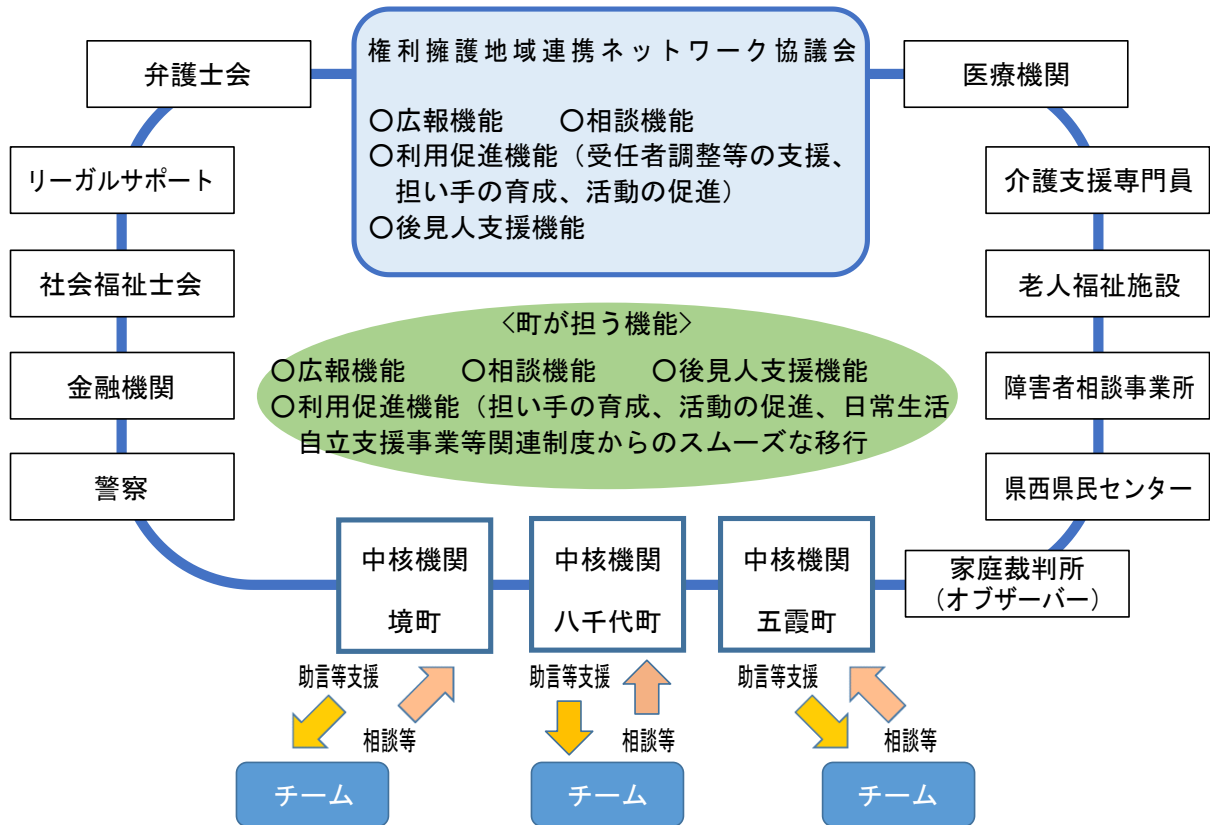
2 関係者・専門職向け制度学習会の開催

成年後見制度に係る地域の民生委員やボランティア、サービス提供事業者や各種関係機関を対象に、より具体的な制度理解を図り、制度の利用が必要な人を早期に発見し、相談機関や制度につなげられるようにします。

【数値目標】

	現状	目標
境・八千代・五霞権利擁護 地域連携ネットワーク協議会の開催	1回/年	2回/年
関係者・専門職向け制度学習会の開催	0回/年	1回/年

■境・八千代・五霞権利擁護地域連携ネットワーク協議会の体制図



■境・八千代・五霞権利擁護地域連携ネットワーク協議会の様子



取組方針2 成年後見制度の周知及び啓発の強化

前節の第2次地域福祉計画アンケート調査の結果において、成年後見制度を利用しやすくするために必要なことの項目において、「制度の周知」が45.3%と最も多い結果となりました。

成年後見制度の利用を促進していくために、町民が制度の内容を適切に理解していることが重要であることから、制度の周知、啓発の強化に取り組み、制度の利用を必要とする人に十分に情報を届けられるようにします。

1 制度の広報・普及

町民への広報・ホームページへの掲載やパンフレットの配布に加え、出前講座や学習会等を開催し、制度周知と理解向上を進めます。

上記の開催に当たっては、地区別開催等、参加者が参加しやすいよう配慮します。

【数値目標】

	現状	目標
町民向け学習会等の開催回数	1回／年	2回／年

取組方針3 相談支援機能及び利用支援体制の強化

本人や親族が安心して成年後見制度を利用できる仕組みとして、相談支援機能の強化を図るとともに、制度の利用が必要にも関わらず、本人及び親族による申立てが見込めない場合、町長申立てにつなげる等、早期対応支援に取り組みます。

1 相談支援機能の強化

制度の利用に関する相談ができる窓口として新たに設置した中核機関により、町民や地域の支援機関職員等が利用できる体制を整備します。

また、困難ケース等の対応には、法律・福祉の専門職団体や関係機関からなる権利擁護地域連携ネットワーク協議会において、サポートする体制を強化していきます。

2 利用支援体制の強化

制度の利用に際し、申し立てを行うべき親族がいない方に対して町が審判の申し立てを行う(町長申立て)とともに、審判に要する経費や成年後見人等への報酬を負担する能力のない方には、その費用の全部又は一部を助成します。

成年後見制度による支援が必要な方が広く利用できるように、継続して事業を推進していきます。

【数値目標】

	現状	目標
地域福祉計画アンケート調査 【成年後見制度の利用促進の必要性】 制度を「利用したい」の増加	13.2%	18.0%



第3部 八千代町地域福祉活動計画

基本目標1 思いやりの心で支え合う地域づくり

◆活動方針1 地域への愛着と福祉に対する意識の向上

地域での支え合い、助け合いの意識を育むため、子どもの頃からの福祉教育や地域での様々な活動への参加・体験を通して、福祉意識の向上を推進します。

また、町民が生涯にわたって、福祉や地域福祉について学ぶ機会が得られるよう、各種講座等を開催します。

八千代町社会福祉協議会の事業

① 赤い羽根共同募金事業【継続】

事業の概要	茨城県共同募金会八千代町共同募金委員会として、赤い羽根共同募金運動を実施します。 地域福祉の課題解決に取り組む民間団体の支援のほか、地域の住民の理解や参加を得て多様な福祉活動を展開するため、募金運動を推進します。				
事業の展望 (実施方針)	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も事業を継続し、いずれの年度においても実施する方針です。 ・SNS など活用しわかりやすい広報活動に努め、募金活動を通じた地域福祉を推進します。 				
計画値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
【募金額 (万円)】	600	600	600	600	600

② 福祉体験講座【継続】

事業の概要	子どものころから福祉への理解と関心を深め、地域社会を担う一員として支え合いや助け合いの気持ちを育み、総合的な学習の時間などにおける福祉教育の充実に向けて、町内の小中学校からの依頼に応じ、ボランティア体験学習を実施します。ボランティアの協力を得ながら、車いす体験、アイマスク体験、シニア体験、手話体験などを実施します。				
事業の展望 (実施方針)	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も事業を継続し、いずれの年度においても実施する方針です。 ・学校側との連携に努め、学校教育における福祉教育を推進することにより、小中学生の福祉意識の向上を図ります。 				
計画値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
【体験学習校】	4	4	5	5	5

③ サンタクロース派遣事業【継続】

事業の概要	共同募金に協力いただいている保育園・幼稚園を対象に、クリスマス会などの行事にサンタクロースを派遣し、子どもたちへプレゼントを届けます。				
事業の展望 (実施方針)	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も事業を継続し、いずれの年度においても実施する方針です。 ・サンタクロースの派遣を通じて、子どもたちに夢の時間をプレゼントし、福祉の増進や赤い羽根共同募金の啓発を図ります。 				
計画値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
【派遣園数】	8	8	8	8	8

◆活動方針2 地域福祉の担い手の育成

地域で発生した福祉ニーズとボランティアを結びつけるマッチング機能の向上を図るとともに、支援する役割を担っているコーディネーターや団体の活動支援のための専門研修会を開催し、地域福祉活動の活性化を目指します。

また、ボランティア活動・町民活動に参加しやすい環境をつくるため、子どもを対象としたボランティア体験をはじめ、各機関と連携し、町民活動のすそ野拡大に資するさまざまな事業を展開します。

八千代町社会福祉協議会の事業

① ボランティアの育成と活動支援【継続】

事業の概要	ボランティアの相談、斡旋、登録等、ボランティア活動のニーズを把握して、ボランティア活動をしたい方とボランティアの手助けを必要としている方を繋げるコーディネートを行います。ボランティア活動中の事故に備えて、ボランティア活動保険等の保険加入を受け付けます。				
事業の展望 (実施方針)	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアを必要とする方とボランティア活動をしたい方の相談を受け、コーディネートしていきます。 ・ボランティア活動中の万が一の事故やケガに備えて、ボランティア保険の加入を受け付けます。 				
計画値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
【ボランティア登録者数】	450	450	450	450	450

② スキルアップ手話講座(地域生活支援事業)【継続】

事業の概要	手話ボランティアの活動や、地域の聴覚障がい者と手話で会話ができるよう、日常生活の手話の読み取り・基本表現の習得を目指した手話講座を実施します。				
事業の展望 (実施方針)	・地域生活支援事業として町からの委託事業であり、今後も事業を継続し、いずれの年度においても実施する方針です。				
計画値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
【受講者数】	20	20	25	25	30

③ ボランティア連絡協議会の活動支援【継続】

事業の概要	今後益々必要とされるボランティア活動を推進するため、ボランティアサークル及び個人ボランティア相互のつながりや、情報の共有・協働による活動展開ができるよう、連絡協議会の活動支援を行います。 ・研修会 ・身体障がい者スポーツ大会への協力 ・福祉まつりの協力				
事業の展望 (実施方針)	・ボランティア活動者の育成のための研修を実施します。 ・ボランティア活動を行っている団体が相互に連携し、お互いの活動内容に関心を持ち、横のつながりがもてるようサポートします。				
計画値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
【登録者数】	110	110	110	110	110

④ 寄付金品の受入払出(善意銀行)【継続】

事業の概要	町民の方からの善意をお預かりし、地域福祉向上のために役立てています。「住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」を推進するため、町民を対象とした福祉向上につながる活動に助成します。				
事業の展望 (実施方針)	・今後も事業を継続し、いずれの年度においても実施する方針です。				
計画値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
【寄付件数】	50	50	50	50	50
【払出件数】	4	4	4	4	4

⑤ 老人クラブ連合会の活動支援【継続】

事業の概要	地域を基盤とする高齢者の自主的な組織であり、生きがいと健康づくりのため、仲間づくりを基礎に相互に支え合う中で、楽しいクラブ、社会貢献するクラブづくりを支援します。 ・老人クラブ連合会単位会長・女性部長研修 ・高齢者芸能のつどい(地区ごとに開催)				
事業の展望 (実施方針)	・今後も事業を継続し、いずれの年度においても実施する方針です。 ・年々、会員数は減少していますが、高齢者が友情と情報の輪を広げ、心身ともに健康で生きがいのある生活が送れるよう活動支援に努めます。				
計画値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
【会員数】	200	210	220	230	240

⑥ 身体障害者福祉協会の活動支援【継続】

事業の概要	身体障害者福祉協会は、会員相互の親睦と交流を図るため、年間を通じてさまざまな行事を開催し、障がい者福祉の向上を図ります。 ・町・県スポーツ大会 ・障害者福祉のつどい ・研修会				
事業の展望 (実施方針)	・今後も事業を継続し、いずれの年度においても実施する方針です。 ・町や県の障がい者スポーツ大会への積極的参加を呼びかけ、障がい者の生活意欲の向上を支援します。				
計画値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
【会員数】	28	28	30	30	32

⑦ 母子寡婦福祉会の活動支援【継続】

事業の概要	母子寡婦福祉会は、会員同士が互いの協力と助け合いの中で活動しながら、親睦を図るとともに、自立と教養を高めています。 ・視察研修 ・募金活動 ・新入学児童への祝品配布				
事業の展望 (実施方針)	・今後も事業を継続し、いずれの年度においても実施する方針です。 ・年々、会員数は減少していますが、会の活動を支援し、ひとり親家庭の福祉の向上を図ります。				
計画値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
【会員数】	15	15	16	16	17

◆活動方針3 地域における交流機会の充実

世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を確保し、健康づくりや生きがい、多世代交流、就労、子育て支援、障がい者支援、サロン等の多様な活動と人とをコーディネートすることにより、支え合いの地域づくりに取り組みます。

八千代町社会福祉協議会の事業

① 三世代交流事業【継続】

事業の概要	少子高齢化や核家族化が進行する中、「向こう三軒両隣」の精神で地域の共同体としてのコミュニティを育み、高齢者から子どもまで三世代が集い、行政区の良好なコミュニティ形成を図っていきます。				
事業の展望 (実施方針)	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も事業を継続し、いずれの年度においても実施する方針です。 ・世代間の交流、文化の伝承、スポーツ・レクリエーション活動を促進することにより、コミュニティの充実を図ります。 				
計画値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
【行政区数】	10	10	10	10	10

② ふれあいいいききサロン【継続】

事業の概要	地域の皆さんのために行う活動で、月1回以上近くの場所に集まり、楽しく・気軽に・無理なく仲間づくりや生きがいづくりができるように「ふれあいいいききサロン」を設置し、グランドゴルフや健康体操などを実施します。				
事業の展望 (実施方針)	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も事業を継続し、いずれの年度においても実施する方針です。 ・悩みを共有したり、相談し合えたりし、そこが仲間づくりの拠点をつくります。 ・担い手の発掘・育成に努め、ボランティアの協力を得ながらサロンの増設を推進します。 				
計画値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
【サロン設置数】	10	10	11	11	12

③ 敬老祝い品の贈呈【継続】

事業の概要	町内の 88 歳到達者及び 100 歳以上の高齢者宅を、社協会長または社協職員が訪問し、敬老を祝うとともに祝金品を贈ります。				
事業の展望 (実施方針)	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も事業を継続し、いずれの年度においても実施する方針です。 ・長寿を祝う機会を設け、高齢者の生きがいづくりと福祉の増進を図ります。 				
計画値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
【対象者数】	150	150	150	150	150

④ クリスマス料理配布事業【継続】

事業の概要	民生委員の協力を得て、町内の 70 歳以上のひとり暮らし高齢者へ、クリスマス料理を配布します。				
事業の展望 (実施方針)	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も事業を継続し、いずれの年度においても実施する方針です。 ・高齢者が生活の中に楽しみを見出せるよう、クリスマス料理の配布を通じた高齢者の福祉の増進を図ります。 				
計画値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
【配布世帯数】	265	275	285	295	305

⑤ 親子すこやか交流事業【継続】

事業の概要	町内の障がい児を対象に、ボランティアの協力を得ながら、親子で社会参加できる機会を提供します。				
事業の展望 (実施方針)	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者も増えており、今後も事業を継続し、いずれの年度においても実施する方針です。 ・今後も障がいのある子どもとその家族、ボランティアが楽しめる機会を提供します。 				
計画値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
【参加者数】	45	45	45	45	45

⑥ 福祉まつりの開催【継続】

事業の概要	毎年、町の秋まつりに合わせて福祉まつりを開催し、福祉バザー、福祉体験コーナーの設置、ボランティア団体の活動紹介などを行い、社会福祉協議会登録のボランティア団体と社会福祉協議会のPRを推進します。				
事業の展望 (実施方針)	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も事業を継続し、いずれの年度においても実施する方針です。 ・各団体や個人が主体的にボランティア活動へ参加できる企画運営に努めます。 				
計画値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
【協力ボランティア数】	15	15	15	15	15

基本目標2 包括的な支援体制づくり

◆活動方針1 相談支援体制と情報提供の充実

身近な地域における生活上のあらゆる相談に対応するとともに、支援が必要な場合には、途切れることなく迅速に関係する機関につないでいく支援体制を推進します。

また、支援を必要とするすべての人が地域で安心して暮らすことができるよう、保健・医療・福祉の分野が相互に連携しながら支援を行うための体制づくりを推進します。

さらに、複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備に努めます。

八千代町社会福祉協議会の事業

① 広報「社協だより」「ボランティア広場」の発行【継続】

事業の概要	「社協だより」を年1回、「ボランティア広場」を毎月発行し、社会福祉協議会が実施する各種事業の紹介、イベントの告知など、地域福祉に関する幅広い情報を発信します。また、ホームページやフェイスブックにおいても情報発信します。
事業の展望 (実施方針)	・誰もが地域の必要な情報を受け取れるようにします。

② 視覚障がい者への「声の広報やちよ」提供サービス【継続】

事業の概要	ボランティアサークルの協力のもと、「広報やちよ」を朗読・録音した「声の広報やちよ」を作成し、町内の視覚障がい者に毎月届けます。				
事業の展望 (実施方針)	・ボランティアサークルの協力のもと、朗読・録音した CD をお届けします。				
計画値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
【利用者数】	4	4	4	4	4

③ 心配ごと相談事業【継続】

事業の概要	人権擁護委員・行政相談員・学識経験者を相談員とし、毎月2回相談所を開設し、住民の様々な悩みごとについて相談に応じます。専門的な相談については、法テラス等の各専門機関と連携して必要な情報提供や適切な助言を行います。 ■相談日：毎月第2・4火曜日 ■場 所：中央公民館談話室				
事業の展望 (実施方針)	・今後も事業を継続し、いずれの年度においても実施する方針です。				
計画値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
【開所回数】	23	23	23	23	23

④ 生活福祉資金貸付

事業の概要	茨城県社会福祉協議会が行う貸付制度で、低所得者、障がい者世帯、高齢者世帯の生活向上のため、貸付及び世帯更生指導を行います。				
事業の展望 (実施方針)	・今後も事業を継承し、いずれの年度においても実施する方針です。 ・借入世帯の生活の安定や立て直しが図れるよう、民生委員や関係機関と連携し、支援を行います。				
計画値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
【貸付件数】	3	3	3	3	3

⑤ 小口貸付資金貸付事業【継続】

事業の概要	民生委員の協力のもと、小口貸付資金の活用により、低所得世帯を対象に資金を貸付け、自立支援を行います。				
事業の展望 (実施方針)	・今後も事業を継続し、いずれの年度においても実施する方針です。 ・資金貸付による経済的な援助に併せて、民生委員や関係機関と連携し、借受世帯に対して支援を行います。				
計画値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
【貸付件数】	10	10	10	10	10

⑥ 生活困窮者への食糧支援【継続】

事業の概要	食糧支援団体から提供を受けた食糧を備蓄し、緊急性の高い生活困窮者への対応として食糧を提供します。				
事業の展望 (実施方針)	・今後も事業を継続し、いずれの年度においても実施する方針です。 ・民生委員や関係機関との連携のもと、生活困窮者の把握に努め、必要な食糧支援を行います。				
計画値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
【支援件数】	10	10	10	10	10

⑦ 日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)

事業の概要	認知症高齢者、知的、精神障がい者等で判断能力が不十分な方の福祉サービスの利用手続きや通帳や証書などを預かり日常生活上での金銭管理を援助します。				
事業の展望 (実施方針)	・今後も事業を継続し、いずれの年度においても実施する方針です。 ・各機関との連携を強化し、判断能力が不十分と認められる本人の実情に合わせた支援ができるよう体制を整えます。				
計画値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
【利用者数】	3	3	4	4	5

◆活動方針2 福祉サービスを総合的に提供する仕組みの充実

地域住民が安心して生活できるよう、子育て支援、高齢福祉、障がい福祉等の各方面において、各種福祉サービスの充実を図ることが重要です。

福祉・保健・医療・介護等の関係機関との連携のもと、高齢者や障がいのある人など支援の必要な方々に対してサービスを総合的に提供できる仕組みを充実させていく必要があります。

八千代町社会福祉協議会の事業

① 在宅福祉サービス(高齢者等・子育てサポート)【継続】

事業の概要	お年寄りや障がいなどで身の回りの事が困難な方、共働きでお子さんを一時的に預けたいご家庭の方の日常生活上の負担を少しでも軽くするため、町内在住の心身共に健全で、助け合いの精神で簡単な家事や育児のお手伝いを有償でサービス提供します。 ・食事の支度・住居の掃除、生活用品の買い物 ・病院等の外出介助(余暇を目的とする外出は除く) ・乳幼児等の子どもの世話				
事業の展望 (実施方針)	・今後も事業を継続し、いずれの年度においても実施する方針です。 ・ボランティアの協力会員を派遣し、地域で暮らすことができるよう、家事援助を中心としたサポートを提供します。				
計画値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
【利用者数】	8	8	8	8	8

② 入学祝品配付事業【継続】

事業の概要	町内の新入学児のいる母子世帯及び父子世帯の家庭の新入学児童に祝品を贈ります。				
事業の展望 (実施方針)	・今後も事業を継続し、いずれの年度においても実施する方針です。 ・ひとり親世帯の新入学児の学校生活に対する意欲を高め、福祉の向上を図ります。				
計画値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
【配布世帯数】	1	1	1	1	1

③ 歳末たすけあい配分事業【継続】

事業の概要	民生委員の協力を得て、町内のひとり暮らし高齢者や身体障がい者など、支援を必要とする方々に支援金として配分を行います。				
事業の展望 (実施方針)	・今後も事業を継続し、いずれの年度においても実施する方針です。				
計画値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
【支援者数】	600	600	600	600	600

④ 福祉機器等の貸出【継続】

事業の概要	日常生活を支援するため、病気やケガなどで一時的に福祉用具が必要な方に、車いすのまま乗り降りできる福祉車両や福祉用具を貸し出します。				
事業の展望 (実施方針)	・今後も事業を継続し、いずれの年度においても実施する方針です。 ・福祉機器の貸出しにより、病気やけがなどの際、日常生活が送れるよう支援します。				
計画値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
【貸出件数】	120	120	120	120	120

⑤ 寝たきり高齢者等への理髪料助成【継続】

事業の概要	要介護3以上の在宅で生活する助成申請者を対象に、民生委員の協力のもと理髪料の助成を行い、要介護者の衛生の向上と、介護者の負担の軽減を図ります。				
事業の展望 (実施方針)	・今後も事業を継続し、いずれの年度においても実施する方針です。 ・要介護者の福祉の向上を図るとともに、介護している家族の負担を軽減します。				
計画値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
【利用者数】	90	95	100	105	110

⑥ 指定居宅介護支援事業(ケアマネジメント)【継続】

事業の概要	一人ひとりの心身の状態に応じて、必要な介護サービスをはじめ、保健・医療・福祉サービスの連絡調整を行い、利用者や家族の希望を尊重した介護サービス計画書(ケアプラン)を提供します。				
事業の展望 (実施方針)	・今後も事業を継続し、いずれの年度においても実施する方針です。 ・介護の相談に応じるとともに、介護認定を受けた方に対して、住み慣れた自宅で暮らせるよう支援します。				
計画値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
【利用者数】	75	75	75	75	75

基本目標3 安心して暮らせるまちづくり

◆活動方針1 日常的な見守りと防犯活動の推進

地域の中で誰もが安心して暮らせるよう、単身世帯の急病などの異常を察知したり、犯罪や事故を未然に防げるよう、見守りやパトロールをふだんから行う地域ぐるみの見守り・防犯体制づくりが大切です。

八千代町社会福祉協議会の事業

① ご近所声かけ隊事業【継続】

事業の概要	隊員として登録しているボランティアの協力により、ひとり暮らし高齢者や小学校の登下校時の児童に声かけ・見守り活動を行い、地域の安心・安全の確保を図ります。				
事業の展望 (実施方針)	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も事業を継続し、いずれの年度においても実施する方針です。 ・ボランティアの確保に努め、関係機関との連携のもと、地域におけるひとり暮らし高齢者や小学校の登下校時の児童に声かけ・見守り活動を展開します。 				
計画値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
【隊員 登録者数】	20	20	25	25	30

② ひとり暮らし高齢者友愛訪問事業【継続】

事業の概要	ボランティアの協力により、70歳以上のひとり暮らし高齢者へ、毎月2回第2・4火曜日に安否確認を目的とした友愛訪問と併せてお弁当を配付します。				
事業の展望 (実施方針)	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も事業を継続し、いずれの年度においても実施する方針です。 ・ボランティアの協力により、ひとり暮らしの高齢者が安心して生活できるようサポートします。 				
計画値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
【利用者数】	120	120	125	125	130

◆活動方針2 災害などの緊急時の助け合い

域防災計画に基づき、防災訓練をはじめ、自主防災組織の育成や活動支援など総合的な防災対策を推進する必要があります。さらに、災害時における避難行動要支援者の把握に努めるとともに、関係機関と情報の共有を図るなど、支援体制を整えることが大切です。

また、災害時のみならず、急病などの緊急時の支援体制を確保する必要もあります。

八千代町社会福祉協議会の事業

① 災害ボランティアのマネジメント【継続】

事業の概要	災害ボランティアの登録を推進します。また、災害時にはボランティアセンターを設置・運営し、災害ボランティアの活動を支援します。				
事業の展望 (実施方針)	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も事業を実施し、いずれの年度においても実施する方針です。 ・社会福祉協議会の登録ボランティアに対して災害時ボランティアの登録を呼びかけるとともに、必要に応じて登録範囲を拡大しながら、災害時に求められる助け合いと速やかな協力体制の構築に努めます。 				
計画値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
【登録者数】	15	15	15	15	15

第4部 計画の推進

1 協働による計画の推進

地域福祉計画・地域福祉活動計画の特徴は、「地域とともに地域の課題を考え地域福祉を向上させていく」ということにあります。住み慣れた地域で助け合い、支え合える地域を実現させていくためには、行政の取り組みに加えて、地域住民との協働が不可欠となります。また、地域の中で活動するボランティア、NPO法人、サービス提供事業者、企業、商店なども地域福祉の重要な担い手となります。

町及び八千代町社会福祉協議会では、ボランティア、その他計画推進に関連する団体との連携を図りながら施策を進めてきました。今後も定期的に協働の立場で意見交換を図る機会を設けて、計画を推進していきます。

(1) 町民の役割

町民は、一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一人であることを自覚することが大切です。そして、行政区等に加入することで、地域との関わりを持ち、地域のさまざまな問題を地域の中で解決していくための方策を話し合い、地域福祉の担い手として声かけやあいさつ、見守り等日常的な近隣同士の交流を行うとともに、地域行事やボランティア活動等への積極的な参加に努める必要があります。

(2) 福祉サービス提供事業者等の役割

福祉サービス提供事業者等は、サービスの質の確保、利用者の自立支援、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、他のサービス事業者との連携に取り組むことが大切です。

今後、一層多様化する福祉ニーズに対応するため、新しいサービスの創出や町民参加の支援、福祉のまちづくりへの参画等に努める必要があります。

(3) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を図る中核として位置づけられ、地域福祉を推進していくことを使命とし、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するための組織です。

そのため、八千代町社会福祉協議会は計画推進の一翼を担うとともに、町民や各種団体との調整役としても大きな役割を果たしていきます。地域住民、民生委員等との連携のもと、地域福祉推進のための具体的な活動の展開を図ります。

(4) 行政の役割

町は、地域福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進する役割を担っており、八千代町社会福祉協議会やボランティア団体等と相互に連携・協力を図るとともに、住民ニーズの把握と地域特性に配慮した施策の推進に取り組めます。地域福祉について全庁的な取り組みを図るとともに、事業・施策等を円滑に推進するため、福祉課内をはじめ庁内関係部局との連携を強化します。

また、地域でスムーズに福祉活動ができるよう、各種基金や民間資金を活用しやすいようにするとともに、公的な財源に加え、共同募金や歳末助け合いなどの善意による寄付の意識を高めるとともに、クラウドファンディングなど新たな財源確保に取り組めます。

2 計画の進行管理

(1) 施策・事業の点検と改善

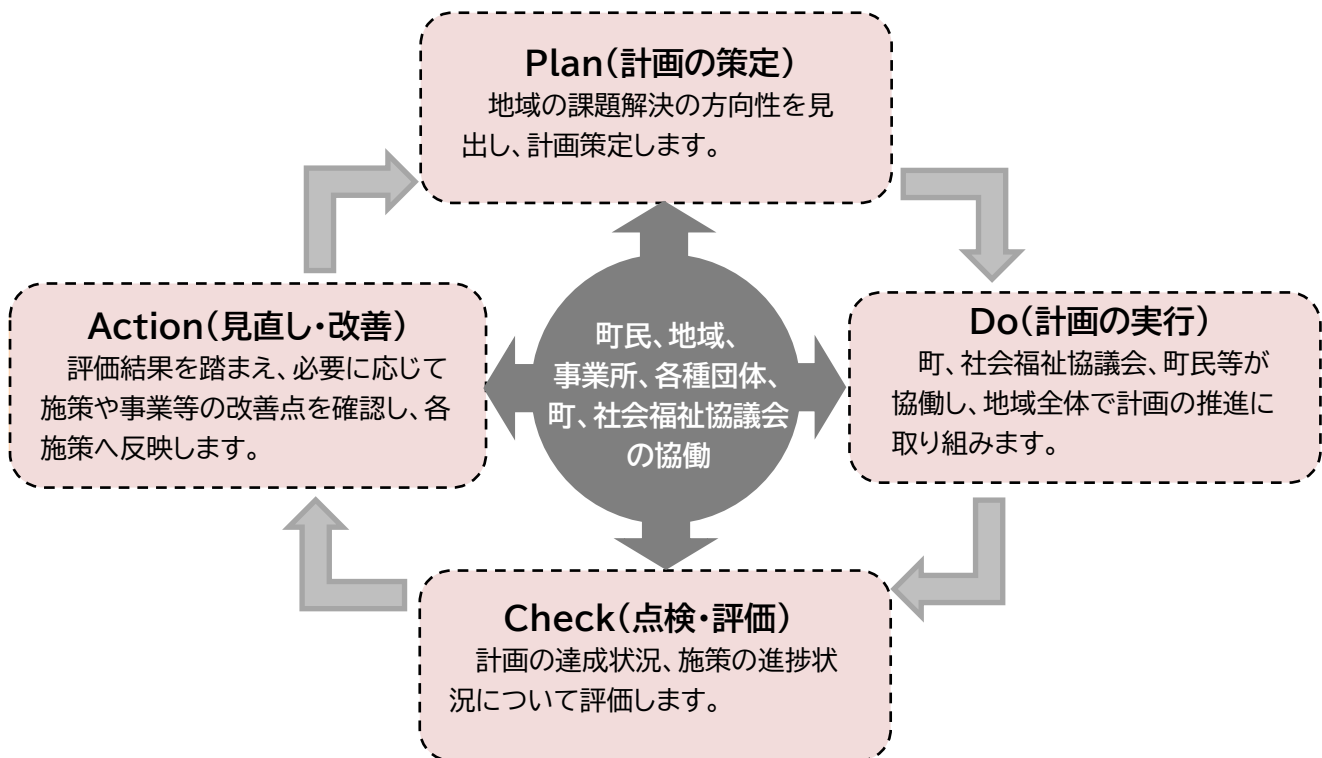
計画期間中は、福祉課と町社会福祉協議会事務局が中心となり、庁内関係各課や各種団体・関係機関などと連携して施策・事業の実施状況を点検するとともに、内容や実施方法等について改善を図ります。

(2) 計画の評価と見直し

本計画に定める成果目標及び施策の進捗状況については、定期的にその実績を把握し、関連施策の動向も踏まえながら分析・評価をし、改善・見直しを行います。また、計画の進捗状況の評価は、関係各課の連絡会議を開催し、評価を実施します。

さらに、中間年度においては、有識者等による会議を実施し、施策の評価・見直しを実施します。

● 進行管理のPDCAサイクルのイメージ



資料編

1 計画策定の経緯

年月日	事 項	内 容
R310. ~11.4	八千代町地域福祉計画・八千代町地域福祉活動計画策定のためのアンケート調査実施	配布数 2,000件 有効回答数 863件 有効回答率 43.1%
R4. 3月	八千代町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定のためのアンケート調査結果報告書完成	
R4. 12.19	第1回八千代町地域福祉計画策定委員会	○アンケート調査結果の検討 ○計画の概要検討 ○計画骨子案の検討
R5. 1.27	第2回八千代町地域福祉計画策定委員会	○計画書案の審議 ○概要版の検討
R5. 2.22 ~3. 7	パブリックコメント募集	○計画素案に対する意見募集

2 八千代町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく「八千代町地域福祉計画」（以下「計画」という。）を策定するに当たり、町民及び社会福祉に関係する者の意見を広く聴取するため、「八千代町地域福祉計画策定委員会」（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、八千代町地域福祉計画及び八千代町地域福祉活動計画の策定その他地域福祉の推進について調査、審議し、又は意見を述べることができる。

(組織)

第3条 委員会は、14名以内の委員をもつて組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 民生委員児童委員代表者
- (3) 住民組織代表者
- (4) 福祉団体関係者
- (5) 社会福祉施設関係者
- (6) ボランティア関係者
- (7) 社会福祉協議会職員
- (8) 行政職員
- (9) 前各号のほか町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画策定の完了の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めたときは、委員会に委員以外の関係者の出席を求めて意見や説明等を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成30年1月1日から施行する。

3 八千代町地域福祉計画策定委員名簿

NO	選出区分	氏名	役職等	備考
1	学識経験者	大久保 敏夫	町議会教育民生委員長	委員長
2	民生委員児童委員	横島 広司	町民生委員児童委員協議会長	副委員長
3	住民組織	青木 良夫	町区長親和会長	
4	住民組織	山崎 義雄	町老人クラブ連合会長	
5	福祉団体	秋山 律子	町地域自立支援協議会長	
6	福祉団体	馬場 源一	町身体障害者福祉協会会長	
7	社会福祉施設	吉川 真弓	特別養護老人ホーム玉樹施設長	
8	社会福祉施設	小川 泰宏	町保育連合会長	
9	ボランティア	山口 恵美子	町ボランティア連絡協議会長	
10	社会福祉協議会	塚原 勝美	町社会福祉協議会事務局長	
11	行政職員	生井 好雄	町保健福祉部長	
12	行政職員	生井 億之	町保健福祉部 長寿支援課長	

八千代町地域福祉計画・八千代町地域福祉活動計画
第2次計画【令和5年度～令和9年度】
令和5年3月

発行 茨城県 八千代町
編集 八千代町 保健福祉部 福祉課
〒300-3592 茨城県結城郡八千代町大字菅谷 1170 ☎0296-48-1111（代表）
社会福祉法人 八千代町社会福祉協議会
〒300-3572 茨城県結城郡八千代町大字菅谷 1033 ☎0296-49-3949

